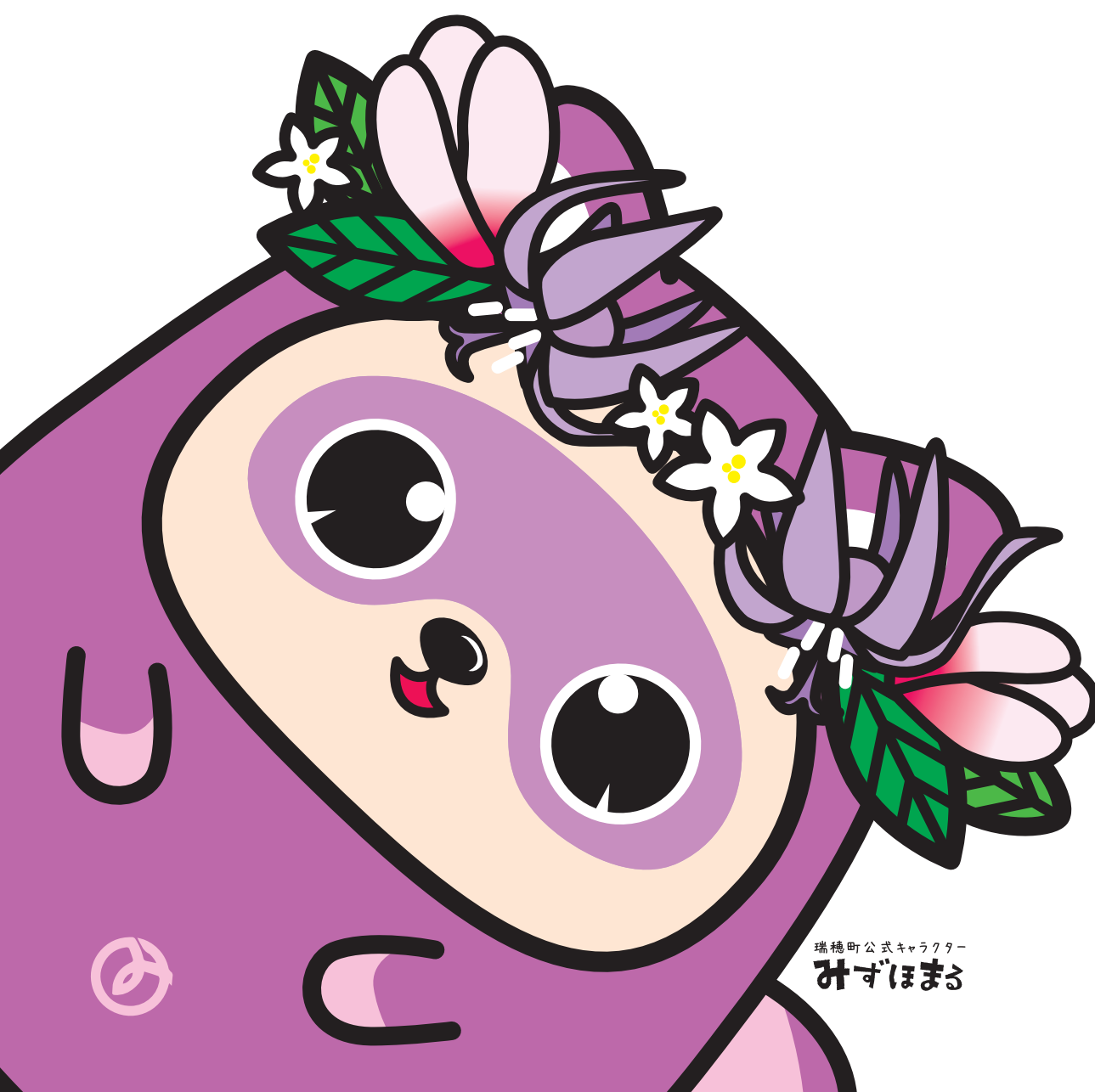


第2次瑞穂町教育基本計画後期計画 (学校教育)



瑞穂町公式キャラクター
みずぼる

令和7年3月
瑞穂町教育委員会

はじめに

瑞穂町では、令和2年3月に第2次瑞穂町教育基本計画（学校教育）を策定し、各教育施策・事業を展開してきました。この間、住民の皆様の御理解と御協力、学校教職員の方々の御尽力により、ふるさと学習「みずほ学」をはじめとする各教育施策・事業を推進できましたことに深く感謝申し上げます。

近年、我が国の教育環境を取り巻く状況が変化している中、文部科学省では、令和5年6月に「第4期教育振興基本計画」を策定し、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」からなる5つの基本的な方針が示されました。

また、東京都教育委員会では、令和6年3月に「東京都教育ビジョン（第5次）」を策定し、「自ら未来を切り拓く力の育成」「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」の3本の柱が示されました。

本町では、「第2次瑞穂町教育基本計画（学校教育）」が前期期間を終了するに当たり、これまでの教育施策・事業の成果と課題を総括しました。さらに、国や都の動向等を踏まえ、この度、「第2次瑞穂町教育基本計画後期計画（学校教育）」を策定しました。本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間について、本町の教育目標を達成するための基本方針並びに基本方針実現のための方向性を示し、教育施策・事業を総合的・体系的に進めることを目的としています。

本計画の策定に当たり、東京女子体育大学名誉教授田中洋一様を会長として、総勢21人の審議会委員の方による活発な御審議、町内の児童・生徒、保護者、教職員の方々によるアンケート調査への御協力、パブリックコメントを経て住民の皆様の御意見をいただくことができたことに心から感謝申し上げます。

令和7年3月

瑞穂町教育委員会

教育長 大井 克己

第2次瑞穂町教育基本計画後期計画(学校教育) 目次

はじめに	1
第1章 後期計画の概要	4
1 計画策定の経緯	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
第2章 教育環境を取り巻く状況	5
1 国・都の動向	
2 瑞穂町の状況	
第3章 前期の総括	7
1 施策・事業の点検及び評価	
2 総括	
第4章 瑞穂町教育委員会の教育目標と基本方針	13
1 瑞穂町教育委員会の教育目標	
2 瑞穂町教育委員会の基本方針	
第5章 計画の体系	15
1 計画の構成	
2 計画の体系図	
第6章 後期5年間の主要施策	17
【基本方針1】 人権尊重と社会貢献の精神の育成	
方向性1 豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む	17
(1) 人権教育の推進	
(2) 道徳教育の充実	
(3) 情報モラル教育の推進	
(4) いじめに対する指導の徹底と子どもに寄り添った丁寧な対応	
(5) SOSの出し方(自殺の防止)に関する教育の推進	
(6) 人権教育を基盤にした生活指導の充実	
方向性2 社会の持続的な発展を牽引する力とグローバルに活躍する人材を育む	19
(1) ふるさと学習「みずほ学」とSDGsの視点に立った主権者教育の推進	
(2) 英語教育、国際交流の推進	
(3) 日本の伝統・文化理解教育の推進	
【基本方針2】 確かな学力の育成と個性と創造力の伸長	
方向性3 全ての児童・生徒に確かな学力を育む	20
(1) 学校内外の生活や学習の基盤をつくる教育の推進	
(2) 生きてはたらく基礎的な知識・技能の習得を図る教育の推進	
(3) 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成を図る教育の推進	
(4) 読書活動の推進	

方向性4	健やかな体を育て、健康的に生活する力を育む	22
	(1) 体力向上と健康教育の推進	
	(2) 部活動指導への支援	
	(3) 食育と食物アレルギー対策の推進	
方向性5	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む	23
	(1) キャリア教育の推進	
	(2) 特別支援教育の推進	
	(3) 不登校対策の推進	
【基本方針3】安全な学校と信頼される教育の確立		
方向性6	安全で質の高い教育を支える環境の整備と安全に生活する力を育む	26
	(1) 安全・安心な学校施設の維持・整備の推進	
	(2) ICT環境の維持・整備の推進	
	(3) 安全教育の推進と通学路等の安全の確保	
	(4) 就学・進学に関する援助の推進	
方向性7	みずほの教育を担う優れた教員の確保と育成	28
	(1) 瑞穂町の教育に尽力したい教員の確保	
	(2) 職層に応じた教員研修や次の職層を意識した教員研修の推進	
	(3) 教育課題や瑞穂町の施策を推進する委員会・連絡会の設置	
	(4) 校内研究・指定校研究の推進	
	(5) 教職員の服務事故を防止する研修の推進	
方向性8	学校教育に専念できる教員体制と働き方改革の推進	29
	(1) 教員の職務を支援する施策の展開	
	(2) 教員の在校等時間の適切な把握と意識改革の推進	
方向性9	学校・家庭・地域が連携・協働する教育活動の推進	30
	(1) 地域学校協働活動による学習や安全対策等、学校支援の推進	
	(2) 青少年の健全育成の推進	
	(3) 保護者の教育参加の推進と家庭教育を担う保護者等への支援	
	(4) 社会に開かれた教育課程と学校運営連絡協議会や第三者評価による学校経営の推進	
方向性10	効率的で透明性の高い開かれた学校の推進	31
	(1) 学校開放（校庭・体育館）の推進	
	(2) 教育方針及び教育内容の広報	
参考資料		32
瑞穂町教育基本計画審議会委員		39

第1章 後期計画の概要

1 計画策定の経緯

平成 18（2006）年 12 月に教育基本法が改正され、地方自治体に教育の振興のための基本施策である「教育振興基本計画」の策定が努力義務として規定されました。

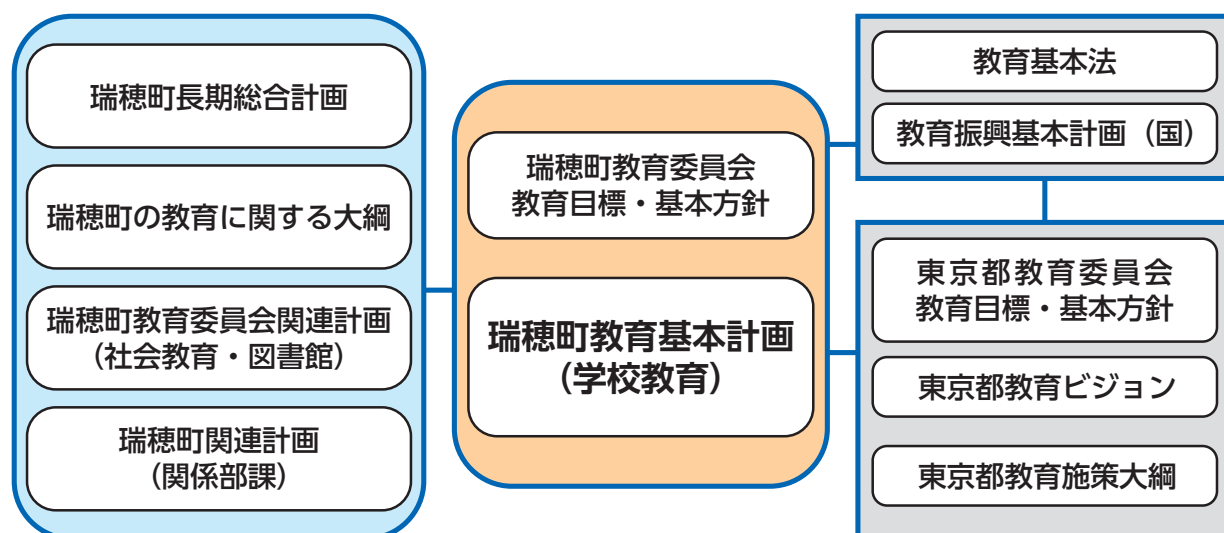
これに伴い、瑞穂町教育委員会では、国・東京都の教育振興基本計画、瑞穂町長期総合計画などを踏まえ、平成 22（2010）年 3 月に瑞穂町の最初の教育振興基本計画となる「瑞穂町教育基本計画（学校教育）」を策定しました。その後、平成 27（2015）年 3 月に「第 1 次瑞穂町教育基本計画 後期計画（学校教育）」、令和 2（2020）年 3 月に「第 2 次瑞穂町教育基本計画（学校教育）」を策定し、教育行政を推進してきました。

「施策・事業の点検及び評価」に基づき、これまでの取組の成果や課題を振り返り、瑞穂町が目指す教育の姿の実現に向けて、この度、「第 2 次瑞穂町教育基本計画 後期計画（学校教育）」を策定しました。

改定の方針は、第 1 に、教育目標、基本方針は継続し、主要な施策・事業の内容について見直すこと。第 2 に、第 5 次瑞穂町長期総合計画をはじめ、関連する他の計画との整合を図ること。第 3 に、より簡潔・明瞭な計画の作成に努めることとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものです。「第 5 次瑞穂町長期総合計画」及び「瑞穂町の教育に関する大綱」を尊重するとともに、瑞穂町の教育に関連する他の計画と整合を図ります。



3 計画の期間

「第 2 次瑞穂町教育基本計画 後期計画（学校教育）」の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間です。

本計画は、教育環境を取り巻く状況の変化を見据えた教育行政を推進するため、後期 5 年間の取り組むべき施策を示すものとします。

第2章 教育環境を取り巻く状況

1 国・都の動向

国では、令和 22（2040）年以降の社会を見据えた教育政策について、中央教育審議会の答申を踏まえ、令和 5（2023）年 6 月 16 日に、新たな教育振興基本計画が閣議決定されました。

〈第 4 期教育振興基本計画の概要〉

- ① 教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく不易流行の考え方を基調とした。
- ② 第 3 期教育振興基本計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいえるべき事態が生じ、我が国の教育の課題が浮き彫りになるとともに、学びの変容がもたらされた。少子化・人口減少、グローバル化の進展、地球規模課題、格差の固定化と再生産など、様々な社会課題が存在する中、Society5.0¹を見据え、これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます重要となっている。
- ③ 本計画の作成に当たっては、こうした社会全体の潮流を念頭に置いた上で教育施策の在り方について検討を行うとともに、初等中等教育から高等教育、生涯学習・社会教育の連続性を重視し、共通課題を横断的に捉える視点を取り入れた。
- ④ 本計画は、コンセプトとして持続可能な社会の創り手の育成及び日本社会に根差したウェルビーイング²の向上を掲げ、5つの基本方針と 16 の教育施策の目標、基本施策及び指標を示している。
- ⑤ 我が国の将来を展望したとき、教育こそが社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて極めて重要な役割を有している。教育振興基本計画は、将来の予測は困難な時代において教育施策の進むべき方向性を示す羅針盤となる総合計画である。

東京都では、令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの 5 年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した教育振興基本計画として、令和 6 年 3 月 28 日に、「東京都教育ビジョン（第 5 次）」が策定されました。このビジョンを東京都内公立学校の教職員をはじめとする全ての教育関係者の“羅針盤”として、これから目指すべき方向性を共有していきます。

今後、東京都教育委員会は、本ビジョンに基づき、学校、家庭、地域、区市町村、関係機関等、皆で力を合わせて実行力のある施策・取組を推進し、誰一人取り残さず、全ての子どもが将来への希望をもって、自ら伸び、育つ教育の実現を図っていきます。

〈東京都教育ビジョン（第 5 次）の概要〉

【柱 1】自ら未来を切り拓く力の育成

- ① 子ども一人ひとりの学習の進捗や興味・関心、発達の段階等に応じた学びの実現
- ② 一人 1 台端末活用の日常化に向けた取組の一層の推進
- ③ 使える英語力を駆使し、国内外の課題を解決していく力を伸ばす取組の強化
- ④ 一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成、キャリア教育の充実
- ⑤ 他者を思いやり、自他の生命を尊重する教育の一層の推進
- ⑥ 学校における健康教育・食育、食物アレルギーの事故予防と緊急時に適切に対応できる体制づくりの推進

【柱 2】誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実

⑦共生社会の実現に向け、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と連続性のある多様な学びの一層の充実

⑧学校とのつながりが全くない子どもをなくし、一人ひとりの状況に応じた支援の強化

⑨子どもが安心して過ごせる環境づくりや場の創出の推進

【柱 3】子どもたちの学びを支える教職員・学校の力の強化

⑩教員志望者に対して、東京都の教職の魅力とリアルを伝える P R の充実

⑪学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラムに基づき、働き方改革の一層の推進

⑫学校の日常的な I C T 活用を支える環境の整備、学びの変化や校務効率化を考慮した I C T 環境の検討

瑞穂町では、国の教育振興基本計画、東京都教育ビジョンを踏まえるとともに、町の実情に応じて適切に対応するよう努めます。

2 瑞穂町の状況

瑞穂町の人口は、平成 17（2005）年の 33,691 人をピークに概ね 33,400 人強としばらく横ばい状態が続いていましたが、国立社会保障・人口問題研究所では、令和 2（2020）年以降は減少傾向が顕著になり、令和 27 年（2045）年には、約 24,500 人と 2 割減になると予測されています。令和 2（2020）年と令和 27（2045）年では、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15 歳～64 歳）は 4 割減、老年人口（65 歳以上）は 1 割増となり、人口の約 4 割を占めると予測されています。

しかし、今後 10 年間における、土地区画整理事業の進展、多摩都市モノレールの延伸に関わる影響、子育て支援策などによる人口増を見込み、令和 12（2030）年の人口を約 32,825 人と想定しています。

このような状況の中、瑞穂町では、令和 3（2021）年 3 月に「第 5 次瑞穂町長期総合計画」を策定しました。20 年先を見据えた今後 10 年間の新たなまちづくりの意思を明確にするため、令和 12（2030）年を目標年度とする町政運営の指針を示したものです。計画では、「すみたいまち つながるまち あたらしいまち～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～」を将来都市像と位置付けました。「町の魅力を際立たせる」をはじめとした 4 点の重視すべき視点に配慮し、将来都市像を実現するため、各種施策を展開することとしています。

¹ Society5.0（ソサエティ 5.0）とは、第 5 期科学技術基本計画において提唱された、日本が目指すべき未来社会の姿。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（同 2.0）、工業社会（同 3.0）、情報社会（同 4.0）に続く社会であり、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の新たな未来社会（Society）を Society5.0 として定義されている。

² ウェルビーイング（Well-being）とは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む。個人を取り巻く環境や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。経済協力開発機構（OECD）の「Learning Compass 2030（学びの羅針盤 2030）」では、個人と社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされている。

第3章 前期の総括

1 施策・事業の点検及び評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第26条「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」に基づき、瑞穂町教育委員会では、教育委員会の施策・事業について、有識者の知見を活用し、毎年度1回の点検及び評価を実施しています。

点検及び評価の結果は、広報みずほ、教育委員会ホームページ、みずほの教育（教育委員会広報紙）などを通じて公表し、住民のみなさまへの説明責任を果たすとともに、施策・事業の改善・充実に活用し、効率的かつ効果的な教育行政の推進を図っています。

この「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」に基づき、これまで5年間の施策・事業の見直し、修正・追加を行い、新たに展開していきます。

【基本方針1】 人権尊重と社会貢献の精神の育成

方向性1 豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む教育

主要な施策・事業

- 人権教育の推進
- 「考え議論する道徳科の授業」と別葉に基づく道徳教育の推進
- 情報モラル教育の推進
- 「いじめ」に対する指導の徹底と丁寧な対応
- SOSの出し方（自殺の防止）に関する教育の推進
- 適切な性教育
- 人権教育を基盤にした生活指導の推進

方向性2 社会の持続的な発展を牽引する力とグローバルに活躍する人材を育成する教育

主要な施策・事業

- ふるさと学習「みずほ学」の推進
- SDGsの視点に立った主権者教育の推進
- 小学校からのプログラミング教育の推進
- 英語教育、国際交流の推進
- 日本の伝統・文化理解教育の推進

有識者の主な意見

【情報モラル教育の推進】

- セーフティ教室等における情報モラル教育の全校実施について、コロナ禍もあり、今後も児童・生徒のインターネット活用機会も増えることが予想されます。関係機関と十分な連携を行い、情報モラル教育を一層充実させてください。

【SOSの出し方（自殺の防止）に関する教育の推進】

- 生命に関わる重大事故は絶対に防がないといけません。夏休み明けというのはとても危険な時期であり、夏休み中も子どもたちの様子をよく把握できるように、また、家庭への呼びかけをしていただきたいと思います。

有識者の主な意見

【「いじめ」に対する指導の徹底と丁寧な対応】

【SOSの出し方（自殺の防止）に関する教育の推進】

- みずほあったか先生はとても良い取組であると以前から評価していますが、その具体例を示していただいたことは大変良いと思います。特に、中学校では学級経営はとても大切で、先生には生徒の良さや可能性を引き出すという大事な役割があるということを示していただいたと思います。

【ふるさと学習「みずほ学」の推進】

【SDGsの視点に立った主権者教育の推進】

- ふるさと学習「みずほ学」の推進とSDGsの視点に立った主権者教育の推進について、子どもの頃から教育を受けることで将来的に地元を大切にする社会人に成長し、瑞穂町の発展にもつながり、大変良いと思います。SDGsの視点に立ったということですので、持続可能な、10年20年先の瑞穂町を想像させる具体的な取組を示していただければ良いと感じました。

【日本の伝統・文化理解教育の推進】

- 今日、教育課程の内容は精選しなければならず、伝統教育について縮小する方向にあります。今後の実施について教育委員会で検討し、必須としない場合も、実施したい学校は独自に教育課程に入れるという判断があっても良いと思います。

【基本方針2】 確かな学力の育成と個性と創造力の伸長

方向性3 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

主要な施策・事業

- 学校内外の生活や学習の基盤をつくる教育の推進
- 生きてはたらく基礎的な知識・技能の習得を図る教育の推進
- 未知な状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成を図る教育の推進
- 読書活動の推進

方向性4 健やかな体を育て、健康的に生活する力を育む教育

主要な施策・事業

- 体力向上と健康教育の推進
- 部活動指導への支援
- 食育と食物アレルギー対策の推進

方向性5 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

主要な施策・事業

- キャリア教育の推進
- 特別支援教育の推進
- 不登校対策の推進

有識者の主な意見

【学校内外の生活や学習の基盤をつくる教育の推進】

- 規範意識を醸成する教育の充実について、道徳教育や学級活動を各学校が重点的にを行い、子どもたちが頑張ったことをしっかりと評価していただきたいと思います。

【生きてはたらく基礎的な知識・技能の習得を図る教育の推進】

【未知な状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成を図る教育の推進】

- ICT教育推進資料の発行について、当初の予定にはなかったものの、研究成果が充実し、教員からの発議により発行するに至ったことはA評価に値すると思います。
- ICT教育推進資料を発行しましたが、ここからがとても大切であり、ICTを使った協働的な学びの実現、多様な他者等との問題解決、個人の資質や能力を高めることが重要ですので、資料を活用して成果を上げていただきたいと思います。

【体力向上と健康教育の推進】

- 体力・運動能力調査の一部種目で、成績が東京都平均を上回ったことは、頑張ればもっとできるという、子どもたちの意欲につながると思います。まだまだ課題がある種目については、どのように改善すべきかを考え、継続して取り組んでください。
- インフルエンザが流行し、全校で学級閉鎖が発生しましたが、新型コロナウイルス感染が一段落し、もう大丈夫みたいな感じになっていると思います。インフルエンザだけでなく溶連菌等いろいろな感染症が流行するおそれがあり、学校は危機感をもって感染症対策をしていただきたいです。

【部活動指導への支援】

- 部活動指導員の配置について、学校で部活動を指導するなら、野球やサッカー等がうまくいけば良いという訳ではなく、教員の代わりに指導する訳ですから、資質を求めたり、研修を行ったりすることが必要だと思います。現在、過渡期であり、日本の伝統的な学校教育のあり方を変える大きな出来事であり、外部の人を入れる訳ですから、指導員のモラルや教育観について、教育委員会が責任をもって事業を推進する必要があります。

【キャリア教育の推進】

- キャリア教育を職場体験と捉えるのではなく、キャリア教育の意義を認識することが大切です。子どもたちが自分の良さを発見して、もっと良い自分になるために何を頑張ろうかなという目標をもって、夢に向かって努力することを大切に各学校のキャリア教育を充実させていただければ良いと思います。小・中学校とも、特別活動におけるキャリア教育の充実をしっかりと図っていただきたいと思います。
- 中学校における職場体験の実施について、5日間連続で実施するということが条件であり、1日単位であれば受け入れできる事業所があると思いますので、実施方法の見直しについて検討していただければと思います。

【特別支援教育の推進】

- 特別支援教育の推進で町内の保育所・幼稚園と連携するとありますが、特別支援が必要な子どもに限らず、小学校の新1年生についてはいろいろな課題があります。日頃から保育所等と連携を図り、スムーズに小学校生活を送れるよう取り組んでいただきたいと思います。

【不登校対策の推進】

- 学校と家庭の連携推進事業について、不登校児童の出現率、復帰率が改善し、小学校1校で不登校児童がゼロになったということで、以前より改善されていることは確かですが、不登校対策については、理想かもしれませんが目標値はゼロであると考えます。

【基本方針 3】 安全な学校と信頼される教育の確立

方向性 6 安全で質の高い教育を支える環境の整備と安全に生活する力を育む教育

主要な施策・事業

- 校舎の耐震化や老朽化したブロック塀等の撤去など安全・安心な学校施設の維持・整備の推進
- 快適なトイレや空調設備の整備の推進
- I C T環境の計画的な整備の推進
- 安全教育の推進と通学路等の安全の確保
- 就学・進学に関する援助の推進

方向性 7 みずほの教育を担う優れた教員の確保と育成

主要な施策・事業

- 瑞穂町の教育に尽力したい教員の確保
- 職層に応じた教員研修や次の職層を意識した教員研修の推進
- 教育課題や町の施策を推進する委員会・連絡会の設置
- 校内研究・指定校研究の推進
- 教職員の服務事故を防止する研修の推進

方向性 8 学校教育に専念できる教員体制と働き方改革の推進

主要な施策・事業

- 教員の職務を支援する施策の展開
- 教員の在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- 部活動指導への支援（再掲）

方向性 9 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育・登下校安全のしくみづくり

主要な施策・事業

- 地域学校協働本部（学校支援地域本部）の設置による学習教室や登下校安全対策等、学校支援の推進（全小・中学校）
- ふるさと学習「みずほ学」の推進（再掲）と外部人材を活用した学習支援の推進
- 青少年の健全育成の推進
- 保護者の教育参加の推進と家庭教育を担う保護者等への支援
- 社会に開かれた教育課程と学校運営連絡協議会や第三者評価による学校経営の推進

有識者の主な意見

【校舎の耐震化や老朽化したブロック塀等の撤去など安全・安心な学校施設の維持・整備の推進】

- 学校施設の維持管理について、建物を長持ちさせることは大事ですが、今後、手間もコストもかかることを覚悟しないといけません。早めに計画を立てた方が良いでしょう。他では、民間のスイミングスクールと連携して水泳指導を行っている自治体もあります。これからの学校施設のあり方として、従来の学校の考え方だけではなく、民間をいかに活用するのかを、時間をかけて検討していく必要があります。

【ICT環境の計画的な整備の推進】

- 先生方の学習用タブレットを使った授業の進め方ですが、効果的に使わないと意味がありません。先生方がしっかりと研修して、今日の授業は何のために学習用タブレットを使うのかという学習のねらいを明確にするようにしていただきたいです。情報モラルについて、子どもたちが情報共有機能を悪用してしまうことが問題になっていますが、学習用タブレットを使いたいじめも起きないようにしてほしいと思います。

【安全教育の推進と通学路等の安全の確保】

- セーフティ教室について、次年度への方向性として、児童・生徒の自発的な活動につなげるということはとても良いと思います。子どもたちが、なるほどそういうことか、自分たちの問題なのだと捉え、どの学校でも児童会や生徒会で自発的に取り組めるような方向性をもてるように指導をお願いします。
- 町で毎年2～3件の交通事故が起きていることについて、住民の皆さんにも問題意識をもってもらえないと交通事故は無くなりません。防災無線による呼びかけは一例ですが、行政からのPRは大事だと思います。今までの施策だけでなく、次年度への方向性として、新しい方策の検討をお願いしたいと思います。
- 幅員が狭く、ガードレールがない道路が多いと感じます。狭い道路を車がスピードを出して走り、自転車も勢いよく飛び出す状況が見受けられます。設備面での安全対策を図る等、関係機関と調整していただきたいと思います。

【校内研究・指定校研究の推進】

- 全校が校内研究指定校ですが、先生方が町内で研究の成果を見合うことができることで、校内研究を通じて先生方の授業力が上がることはとても良いと思います。

【部活動指導への支援】

- 部活動の地域移行について、今まで学校が行ってきたことをそのまま他の誰かに任せるとするのは無理があります。平日の午後3時から2～3時間程度、毎日来ていただける人はいないので、部活動の時間帯を変える等、検討が必要と考えます。瑞穂町だけでできることと、できないことがあります。民間の力を借りるのであれば、外部委託が可能となるシステムを考える必要があると思います。

【地域学校協働本部（学校支援地域本部）の設置による学習教室や登下校安全対策等、学校支援の推進（全小・中学校）】

- 交通事故が起こらないよう、通学時見守りの人員配置等、環境を整備することも大事ですが、子ども自身が自分の命は自分で守るという危機管理について教えることがとても大事に思います。道徳の授業だけではなく、いろいろな場面で命を大事にするということを徹底して指導していただきたいと思います。
- 児童・生徒の安全な通学のためには費用や人員の確保等、大変なことがあると思いますが、地域住民等の周りの大人たちが仕事をしながらも協力できるような体制づくりをお願いできればと思います。

2 総括

有識者の主な意見

- 瑞穂町は社会教育や図書館の事業が充実し、子どもたちは恵まれています。整備された図書館で好きなだけ本が読めたり、調べる学習コンクールで発表したり、頑張ったスポーツで表彰されたり、子どもたちの自己肯定感が高まる場が多く設定されています。地域も温かく、住民の方々は自分の町を誇りに思っています。このような恵まれた環境の中で子どもたちには自分の良さを伸ばし、自分をもっと好きになってほしいとともに、自分の命を大切にしてほしいと思います。教育委員会のそれぞれの部署が連携し、今後も子どもたちの自己肯定感を高める事業を続けていただきたいと思います。
- 学校施設は老朽化が激しく、世の中の変化によって学校のあり方、地域との関わり方も変わります。プール施設の問題など、積極的に手段を検討することも必要と思います。日本では、非常にコストパフォーマンスの悪い学校教育というものが行われてきていますが、町でも施設の老朽化が進んでいるこのタイミングで、今後の学校教育のあり方を反映させた計画を立てていただければ良いと思います。
- 中央教育審議会が出された令和の日本型教育では、育むべき資質、能力として、一人ひとりの児童・生徒は自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となるようにと書かれていますが、これらは学校教育だけではなく、社会教育の充実も必要であると考えます。瑞穂町は社会教育が充実し、郷土資料館や耕心館の事業も盛んに行われていますので、地域の学びを通して、子どもたちが様々な人々と交流し学び合うことについて恵まれていると思います。地域住民の方々との関わりというのはとても大事なことで、それによりふるさと瑞穂に愛着をもち、持続可能な社会を創る基盤になると思いますので、今後とも学校教育と社会教育とが手を取り合って充実することを期待します。
- 子どもたちが人間性豊かに成長するためには、何より命を大切にすることが大切です。そして、自分もまわりの人たちも大切にしながら、自分らしさというものに自信をもって、なりたい自分を目指して努力し続けることが必要です。今後とも、子どもたちの育成をよろしく願いいたします。
- 全体的に事業を厳しく点検し、しっかり評価できていると思います。C評価ではなくB評価でも良いのではという事業もありましたが、次年度の事業を良いものにするために、ある程度シビアな評価をしないとイケない訳ですから、妥当だと思います。A評価だったものについて、次年度はどこをスタートラインとするのか、例えばイベントで入場者等を多く動員できたというときに、次の目標をどこに設定するのかが問題となります。キャパシティや開催時期を踏まえ、どのくらいの人がかかるのか、内容に十分満足していただけるかを考える必要があります。ただ数字を増やせば良いという訳ではないので、A評価だった事業の次の目標設定がものすごく大事になります。
- 児童・生徒の学力向上について、少しずつ成果が表れていると感じます。一方で不登校が長期化している子どもたちもいますので、誰一人取り残さない教育の実践を今後も続けていただきたいと思います。瑞穂町は社会教育の取組がよく整備されていて、充実していると感じます。各事業とも前例踏襲ではなく、もっと改善できることはないかと考えていただき、さらに良いものにしていただきたいと思います。
- 瑞穂町教育委員会が基本方針に沿って様々な施策や事業を一つ一つ丁寧に行っていることを理解しました。これからも瑞穂町の未来を担う子どもたちのため、教育委員会が中心となって、町全体でより良い環境づくりを進めていただきたいと思います。

第4章 瑞穂町教育委員会の教育目標と基本方針

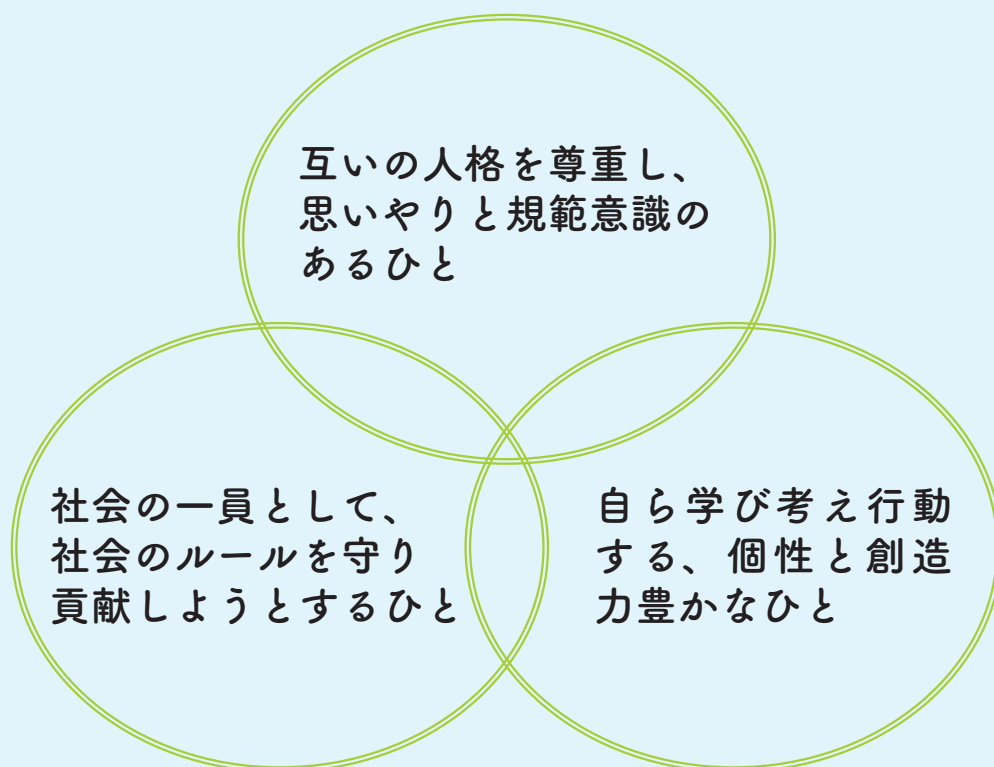
1 瑞穂町教育委員会の教育目標

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校、家庭、地域社会との緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた住民として、人間性豊かに成長することを目指し、教育を推進します。

子どもたちが、知性や感性、並びに道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

の育成に向けた教育を重視する。



また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての住民が教育に参加することを目指します。

瑞穂町教育委員会は、このような考え方に立って、第5次瑞穂町長期総合計画の将来都市像「すみたいまち つながるまち あたらしいまち～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～」の実現に向けて、教育行政を推進します。

2 瑞穂町教育委員会の基本方針

瑞穂町教育委員会の教育目標を達成するため、以下の基本方針に基づき、学校教育と社会教育の連携を図り、総合的に教育施策を推進します。

●学校教育

【基本方針 1】 人権尊重と社会貢献の精神の育成

子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針 2】 確かな学力の育成と個性と創造力の伸長

社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。

そのために、確かな学力の育成を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を推進する。

【基本方針 3】 安全な学校と信頼される教育の確立

子どもたちが安全で安心した学校生活を送るために、教育行政を力強く展開することが求められる。

そのために、学校、家庭、地域の協働と住民の教育参加を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進めていく。

●社会教育・図書館（参照事項）

【基本方針 4】 生涯学習の推進と施設・環境の整備

活力ある社会を築いていくために、個人の生活を充実するとともに、一人ひとりが社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、住民が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図るとともに、施設や環境の整備に努める。

第5章 計画の体系

1 計画の構成

「第2次瑞穂町教育基本計画後期計画（学校教育）」は、瑞穂町教育委員会の「教育目標」を達成するための「基本方針」に基づき、基本方針を実現するための「方向性」、課題解決に向けて重点的に取り組む「主要な施策・事業」からなります。

教育目標

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと



基本方針

【基本方針1】 人権尊重と社会貢献の精神の育成

【基本方針2】 確かな学力の育成と個性と創造力の伸長

【基本方針3】 安全な学校と信頼される教育の確立

【基本方針4】 生涯学習の推進と施設・環境の整備（社会教育・図書館）



基本方針実現のための方向性

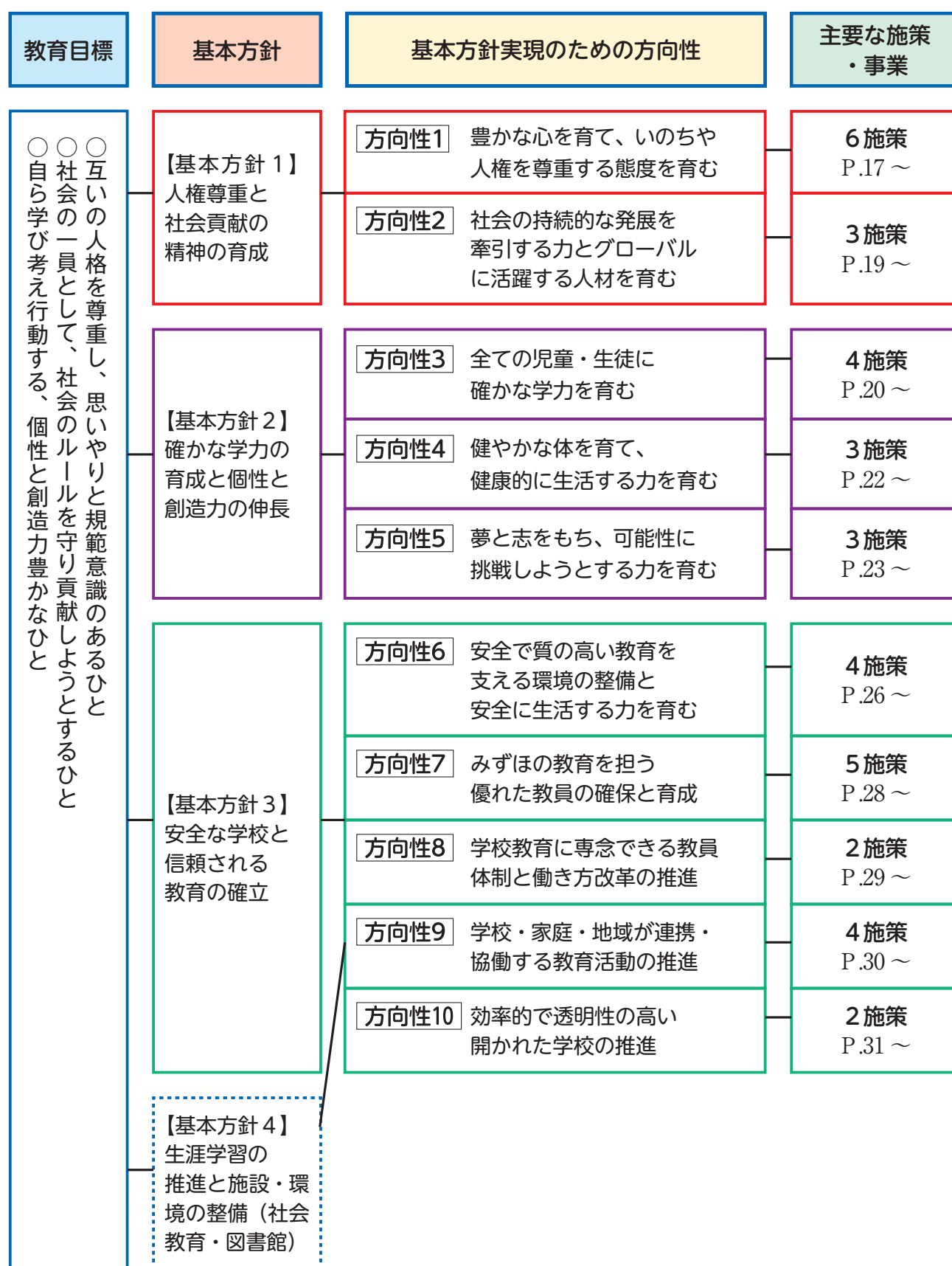
方向性 1	豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む
方向性 2	社会の持続的な発展を牽引する力とグローバルに活躍する人材を育む
方向性 3	全ての児童・生徒に確かな学力を育む
方向性 4	健やかな体を育て、健康的に生活する力を育む
方向性 5	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む
方向性 6	安全で質の高い教育を支える環境の整備と安全に生活する力を育む
方向性 7	みずほの教育を担う優れた教員の確保と育成
方向性 8	学校教育に専念できる教員体制と働き方改革の推進
方向性 9	学校・家庭・地域が連携・協働する教育活動の推進
方向性 10	効率的で透明性の高い開かれた学校の推進



主要な施策・事業

36の取組

2 計画の体系図



第6章 後期5年間の主要施策

【基本方針1】 人権尊重と社会貢献の精神の育成

〈現況と課題〉

自らを尊重し他人をも尊重する人権教育の取組は、差別、虐待、いじめなどの解消に向けて一層重要となっています。学校教育では、人間尊重の理念を正しく理解するとともに、学校・家庭・地域社会との緊密な連携のもとに、社会に貢献する精神と郷土を愛する心、国際感覚を備えた人間性豊かに成長することをめざす教育を推進する必要があります。そのために、人権教育及び心の教育を充実させるとともに権利と義務、自由と責任についての認識を深め、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進することが重要です。

方向性1 豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む

人権尊重の理念を広く深く定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすための人権教育を推進するとともに、いのちを大切にする心や自他ともに思いやる心、規範意識を育む道德教育を行います。また、インターネットなどの利用により、いじめなどのトラブルや犯罪に巻き込まれないよう、児童・生徒と保護者がともに情報モラルについて学ぶ機会を設定するなど、児童・生徒の発達段階に応じた指導を行います。いじめは人権侵害であり、どの学校でも、どの児童・生徒にも起こる可能性があるとの認識のもと、学校教育活動全体を通じて指導の徹底を図ります。

教職員は、全ての児童・生徒の人格を尊重し、それぞれがもつ個性を伸長するとともに、一人ひとりがかけがえのない存在であり、互いに尊重し合って生活することを指導する必要があります。児童・生徒が自分らしさを発揮し、生き生きと学校生活を送ることができるようにするため、教職員が、人権課題に対する正しい知識と認識を深めることが大切です。

〈主要な施策・事業〉

(1) 人権教育の推進

学校	教育委員会
○人権教育推進担当教員を中心に組織的・計画的な人権教育の推進 ○人権教育全体計画・年間指導計画の作成及び実施 ○青少年の主張意見発表会への参加協力	○人権尊重教育推進校第6ブロック連絡会・西多摩郡人権教育推進委員会の運営 ○人権教育全体計画・年間指導計画の作成及び実施状況への指導・助言 ○青少年の主張意見発表会の実施(社会教育課)

(2) 道德教育の充実

学校	教育委員会
○道德教育推進教師を中心に道德教育を展開する協力体制の確立 ○道德教育全体計画・年間指導計画の作成及び実施 ○道德授業地区公開講座の充実	○道德教育全体計画・年間指導計画の作成及び実施状況への指導・助言 ○道德授業地区公開講座の計画及び実施状況への指導・助言

(3) 情報モラル教育の推進

学校	教育委員会
○スマートフォン等の使い方を学ぶ「ストップ２２」の実施 ○特別の教科道徳、総合的な学習の時間、学級活動等における指導 ○学校・家庭・地域の連携による非行・犯罪被害防止のためのセーフティ教室の実施 ○保護者会等における啓発活動の実施	○ＳＮＳ東京ルールを踏まえた「ストップ２２」の策定 ○健全育成推進会議、ＩＣＴ教育推進担当者連絡会における指導・助言

(4) いじめに対する指導の徹底と子どもに寄り添った丁寧な対応

(5) ＳＯＳの出し方（自殺の防止）に関する教育の推進

(6) 人権教育を基盤にした生活指導の充実

学校	教育委員会
○学校いじめ防止基本方針の策定及び実施 ○いじめに関する例月調査の実施及び報告 ○スクールカウンセラー、町専任相談員との連携による教育相談体制の充実 ・スクールカウンセラー、町専任相談員による児童・生徒全員面接の実施（小学校５年生、中学校１年生等） ○教育相談室、子ども家庭支援センターひばり、立川児童相談所、福生警察署等との連携 ○ふれあい（いじめ防止強化）月間（６月、１１月）の実施及び報告 ○みずほあったか先生の推進 ○児童会・生徒会・学級会等による自発的・自治的な活動の推進 ○いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画、東京都教育委員会学校における児童・生徒の自殺対策の取組に基づく取組 ・ＳＯＳの出し方に関する教育を推進するための指導資料を活用した指導 ○校内生活指導部会を中心とした組織的な生活指導の充実	○東京都教育委員会いじめ総合対策を踏まえた瑞穂町いじめ防止基本方針の策定 ○いじめに関する例月調査の実施及び結果への指導・助言 ○スクールカウンセラーの配置、町専任相談員の派遣 ○教育相談室の運営 ○各専門機関相談窓口の案内 ○ふれあい（いじめ防止強化）月間の実施及びアンケート結果への指導・助言 ○いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画、学校における児童・生徒の自殺対策の取組に基づく取組状況への指導・助言 ○生徒指導提要进行を踏まえた指導・助言 ○関係機関との情報連携・行動連携

方向性2 社会の持続的な発展を牽引する力とグローバルに活躍する人材を育む

瑞穂町の自然、文化、伝統、歴史、地域産業を知り、瑞穂町を愛し、瑞穂町のよさを誇りにもち、理想とする瑞穂町の未来を切り開いていける力を養うとともに、日本や国際社会に貢献できる児童・生徒を育成します。

さらに、児童・生徒がグローバル社会でたくましく生き抜けるよう、英語力を身に付け、積極的にコミュニケーションを図る姿勢や自らの考えを論理的に説明することができる能力などを育成します。

〈主要な施策・事業〉

(1) ふるさと学習「みずほ学」とSDGsの視点に立った主権者教育の推進

学校	教育委員会
○カリキュラム・マネジメント³によるふるさと学習「みずほ学」の推進 ○瑞穂町郷土資料館けやき館、瑞穂町図書館の活用 ○地域の農家、工場、横田基地との交流 ○小学校社会科副読本に基づく学習指導 ○消費者教育、租税教育の実施、起業家教育の推進 ○認知症サポーター養成講座の実施（高齢者福祉課）	○ふるさと学習「みずほ学」の推進に向けた事業の企画・運営 ○瑞穂町郷土資料館けやき館、瑞穂町図書館の利活用の促進（図書館） ○瑞穂町図書館を使った調べる学習コンクールの企画・運営（図書館） ○平和の語り部事業（協働推進課） ○みずほ小・中学生議会（企画政策課） ○モノレール延伸事業（交通政策モノレール推進課）

(2) 英語教育、国際交流の推進

学校	教育委員会
○ALT（英語指導助手）の活用 ○体験型英語学習施設東京グローバルゲートウェイの利用 ○横田基地内の学校との交流	○ALT（英語指導助手）の派遣 ○東京グローバルゲートウェイ利用料の補助 ○日米地位協定室との連携（企画政策課）

(3) 日本の伝統・文化理解教育の推進

学校	教育委員会
○音楽鑑賞教室、演劇鑑賞教室等の実施 ○カリキュラム・マネジメントによるふるさと学習「みずほ学」の推進（再掲）	○音楽鑑賞教室、演劇鑑賞教室等の事業の実施支援 ○ふるさと学習「みずほ学」の推進に向けた事業の企画・運営（再掲）

〈【基本方針1】の指標〉

- 自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合
- 困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童・生徒の割合

³カリキュラム・マネジメントとは、「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。

【基本方針2】 確かな学力の育成と個性と創造力の伸長

〈現況と課題〉

持続可能な社会の創り手を育成するため、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けて主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行うことが求められています。生涯の人格形成の基礎となる資質・能力や学習意欲を培うよう、児童・生徒を主体として、他者との協働や課題解決型学習などを通じ、自ら考え深める体験を重視します。

また、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの多様なウェルビーイング（Well-being）の実現のためには、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す学びを、日常の教育活動に取り入れる必要があります。互いの多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやる教育環境を個々の状況に寄り添って整えることで、児童・生徒が夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育むことが求められています。

方向性3 全ての児童・生徒に確かな学力を育む

学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力を含む新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立を促進します。

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月中央教育審議会）で示された個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するため、児童・生徒一人ひとりの興味や理解のしかたに合った多様な学びと学び方の授業づくり、学習用タブレット等を円滑に活用した学習指導、学校内外の学習環境の整備に取り組みます。

〈主要な施策・事業〉

（1）学校内外の生活や学習の基盤をつくる教育の推進

学校	教育委員会
○各種スタッフ等との連携による個別支援の充実、授業規律の確立 ○自発的・自治的な取組を促す特別活動の推進、キャリア・パスポート ⁴ の活用 ○保育園・幼稚園と小学校間の円滑な接続・連携、スタートカリキュラムの推進 ○小学校と中学校の円滑な接続・連携	○指導体制の充実のための各種スタッフ等の配置 ○就学前の児童の保護者への情報提供 ○保育園・幼稚園への町専任相談員の派遣

【基本方針 2】確かな学力の育成と個性と創造力の伸長

(2) 生きてはたらく基礎的な知識・技能の習得を図る教育の推進

(3) 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成を図る教育の推進

学校	教育委員会
○教員による児童・生徒理解、授業力向上を図るための研究・研修の充実 ・校内研究会、校内OJT⁵ ・瑞穂町公立学校教育研究会 - 西多摩郡公立中学校教育研究会 ○瑞穂町学力調査、全国学力・学習状況調査及び児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果の活用、授業改善の視点の明確化 ○アナログとデジタル活用の組合せの工夫 ○カリキュラム・マネジメントによるふろさと学習「みずほ学」の推進（再掲） ○指導方法工夫改善加配教員の適正な活用による習熟度別指導の充実 ○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○小学校における教科担任制の導入 ○外国人児童・生徒への日本語指導等の充実	○校内研究の支援、研究推進校の指定 ○瑞穂町公立学校教育研究会、西多摩郡公立中学校教育研究会への支援 ○地域学校協働本部・放課後学習への支援 ○瑞穂町学力調査の実施、全国学力・学習状況調査及び児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果の分析 ○ICT機器の環境整備 ○指導方法工夫改善加配教員の配置 ○先行事例に関する情報提供 ○日本語巡回指導員、日本語通訳の派遣 - 携帯型翻訳機の配備

(4) 読書活動の推進

学校	教育委員会
○図書館司書の活用 ○学校図書館の蔵書の充実、環境整備 ○瑞穂町図書館の活用 ○学校読書活動計画に基づく実践（朝読書、読書週間、読み聞かせ等）	○図書館司書の配置 ○瑞穂町図書館・学校図書館の蔵書の充実 ○瑞穂町図書館による学校支援 ・読み聞かせのための職員派遣 ・瑞穂町図書館蔵書の学校への貸出し ○瑞穂町図書館を使った調べる学習コンクールの企画・運営（図書館）（再掲）

⁴ キャリア・パスポートとは、児童・生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育において、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫された記録（ポートフォリオ）のこと。

⁵ OJTとは、“On the Job Training”の略。学校では、教育目標達成に向け、校内での人材育成を目的とし、具体的な職務を通じて、必要な資質・能力を組織的・計画的に育成する学校組織マネジメント活動のこと。

方向性 4 健やかな体を育て、健康的に生活する力を育む

体力や技能の程度、性別や障がいの有無にかかわらず共に学ぶ体育活動や交流活動を通じて、児童・生徒がより運動に親しみ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図ります。

中学校では、生徒がスポーツや文化芸術に継続して親しむ機会を確保するため、部活動の地域連携に向けた環境の整備を進めます。

児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるよう、学習指導要領に基づき、小・中学校における各教科等を通じた食育を推進します。その際、学校給食を活用した実践的な指導を行うなど、食育の充実を図ります。

〈主要な施策・事業〉**(1) 体力向上と健康教育の推進**

学校	教育委員会
○体育・保健体育の年間指導計画、健康に関する全体計画・年間指導計画、体力向上推進計画（一校一取組）の作成及び実施 ○東京都体力・運動能力、運動習慣等調査の実施及び結果の活用、体力向上と健康教育の改善の視点の明確化 ○福生病院企業団との連携によるがん教育指導の実施 ○瑞穂町主催の体育行事への参加協力	○体育・保健体育の年間指導計画、健康に関する全体計画・年間指導計画、体力向上推進計画（一校一取組）の作成及び実施状況への指導・助言 ○東京都体力・運動能力、運動習慣等調査の実施及び結果の分析 ○福生病院企業団との連携によるがん教育指導の推進（健康課） ○スポーツ振興策の充実（社会教育課） ・総合体育大会、駅伝競走大会等

(2) 部活動指導への支援

学校	教育委員会
○部活動コーディネーターとの連携 ○部活動指導員・部活動指導補助員の推薦	○部活動の在り方検討委員会の運営 ○部活動コーディネーターの配置 ○部活動指導員・部活動指導補助員の拡充 ○生徒旅費、大会参加費の補助

(3) 食育と食物アレルギー対策の推進

学校	教育委員会
○食育リーダーの選任、食育推進の体制整備 ○食に関する年間指導計画の作成及び実施 ○アレルギー疾患対応マニュアルに基づく体制整備、校内研修の実施 ○羽村・瑞穂地区学校給食組合との連携 ・食物アレルギー対応、三者面談等	○食に関する年間指導計画の作成及び実施状況への指導・助言 ○羽村・瑞穂地区学校給食組合との連携 ・栄養教諭、栄養士の学校派遣 ・食物アレルギー疾患対応 ○食物アレルギー研修会

方向性5 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む

キャリア・パスポート等を活用し、児童・生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成します。その取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進します。

障がいのある児童・生徒に、切れめなく、継続性のあるきめ細やかな指導・支援を行い、児童・生徒が、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を醸成します。また、長期化する不登校児童・生徒に、在籍教室外でも学習の支援が受けられるなどのシステム作りとその実践を行います。児童虐待、ヤングケアラーなど、児童・生徒の抱える困難は多様化・複雑化しています。学校で把握したヤングケアラーを適切に支援につなげるため、関係機関と連携した切れめない教育相談体制の充実を図ります。

〈主要な施策・事業〉

(1) キャリア教育の推進

学校	教育委員会
○キャリア教育全体計画・年間指導計画の作成及び実施 ○一人ひとりのキャリア形成と自己実現の充実、キャリア・パスポートの活用 ○カリキュラム・マネジメントによるふらさと学習「みずほ学」の推進（再掲） ○職場体験・訪問の推進 ○小中連携教育の推進 ・小学校での職場体験の受け入れ、中学校職場体験学習発表会への小学校6年生の参加等 ○青少年の主張意見発表会への参加協力	○キャリア教育全体計画・年間指導計画の作成及び実施状況への指導・助言 ○キャリア教育の充実、キャリア・パスポートの活用への指導・助言 ○中学校職場体験先確保のための支援 ○青少年の主張意見発表会の実施（社会教育課）

(2) 特別支援教育の推進

学校	教育委員会
○就学相談の充実 ○保育園・幼稚園と小学校間の円滑な接続・連携、スタートカリキュラムの推進（再掲） ○学校生活支援シート(個別的教育支援計画)⁶と個別指導計画の作成及び活用 ○特別支援教育巡回相談の活用 ○特別支援教室専門員⁷、臨床発達心理士等(巡回)⁸の活用 ○都立特別支援学校との副籍事業における交流及び共同学習の実施	○保育園・幼稚園の年長児の保護者に啓発資料の配布 ○保育園・幼稚園への町専任相談員の派遣（再掲）、就学支援の実施 ○保育園・幼稚園の年長児の希望する保護者へ就学移行支援資料の活用推進 ○教育相談室による心理検査実施 ○小・中学校への町専任相談員の派遣 ○小・中学校へ専門家チームの派遣による特別支援教育巡回相談

【基本方針 2】確かな学力の育成と個性と創造力の伸長

○知的障がい特別支援学級（固定） 瑞穂第一小学校、瑞穂中学校 ○自閉症・情緒障がい特別支援学級（固定） 瑞穂第四小学校 ○特別支援教育コーディネーター⁹を中心とした校内委員会¹⁰の充実	○障がい種別に応じた特別支援学級¹¹への支援 ○特別支援学級介助員¹²の配置 ○特別支援教室¹³の全校設置 ○特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等（巡回）の派遣 ○特別支援学級の入・退級の判定に関する業務、就学支援委員会の実施 ○特別支援教室の入・退室の判定に関する業務、判定委員会の実施 ○都立特別支援学校在籍児童・生徒の副籍校指定
--	---

⁶ 学校生活支援シート（個別的教育支援計画）とは、特別な支援を必要とする児童・生徒に、本人や保護者の希望を踏まえながら、長期的な視点に立って乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行うためのツール。その作成と活用には、福祉、医療等の様々な関係機関の連携が求められる。

⁷ 特別支援教室専門員とは、都内公立小・中学校で、特別支援教室の円滑な運営に必要な業務（連絡調整、児童・生徒の行動観察及び指導記録の作成・報告、個別の課題に応じた教材づくり）及び関係事務処理を行う。

⁸ 臨床発達心理士等（巡回）とは、児童・生徒の行動観察を行い、障がいの状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言を行う。

⁹ 特別支援教育コーディネーターとは、各学校における特別支援教育の推進のため、校務として位置付け、校内及び関係機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口、校内委員会・校内研修の企画運営などの役割を担う。

¹⁰ 校内委員会とは、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障がいを含む障がいのある児童・生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に設置している特別支援教育に関する委員会のこと。同委員会は、校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、生活指導主任、特別支援教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、スクールカウンセラーなどで構成されている。

¹¹ 特別支援学級（固定）とは、小・中学校において、障がいのある児童・生徒を対象に、学習上又は生活上の困難を克服するために設置される少人数の学級のこと。

¹² 特別支援学級介助員とは、特別支援学級（固定）において、学級担任等と連携の上、基本的生活習慣の確立のための学校生活上の介助、児童・生徒への学習支援、学習活動・教室間移動等における介助、児童・生徒の健康・安全の確保、学校行事における介助などの役割を担う。

¹³ 特別支援教室とは、在籍している通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒を対象とし、個々の状態に応じた自立活動を行う教室である。在籍校で指導を受けることができるよう、各小・中学校に特別支援教室を設置し、拠点校の教員が巡回指導を行う。

(3) 不登校対策の推進

学校	教育委員会
○不登校対策マニュアルの作成及び実施 ○校内委員会による支援方針の明確化、不登校対策担当教員を中心とした組織的な支援体制の構築、各種スタッフ等の活用と関係機関との連携 ○不登校に関する例月調査の実施及び報告 ○みずほあったか先生の推進（再掲） ○スクールカウンセラー、町専任相談員との連携による教育相談体制の充実（再掲） ・児童・生徒全員面接の実施（小学校5年生、中学校1年生等）（再掲） ○教育支援室いぶきとの連携 ○スクールソーシャルワーカー¹⁴を活用し、問題を抱える児童・生徒の環境の調整・改善 ○ヤングケアラーの支援	○不登校に関する例月調査の実施及び結果への指導・助言 ○スクールカウンセラーの配置、町専任相談員の派遣（再掲） ○各専門機関相談窓口の案内（再掲） ○家庭と子供の支援員の配置 ○教育支援室いぶきの運営と同室指導員の学校派遣 ○スクールソーシャルワーカーの配置

〈【基本方針 2】の指標〉

- 「授業の内容がよく分かる」と思う児童・生徒の割合
- 学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童・生徒の割合
- 平日の授業以外の勉強時間（家庭学習等の時間）が1時間以上である児童・生徒の割合

¹⁴ スクールソーシャルワーカーとは、教育分野に関する知識、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する人材で、問題を抱える児童・生徒が置かれている環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決を図るためのコーディネーター的な役割を担う。

【基本方針3】 安全な学校と信頼される教育の確立

〈現況と課題〉

学校施設について、冷暖房施設・空調施設、給水管等の改修、施設の耐震化、小学校35人学級への移行のための教室改修、GIGAスクール構想による学習用タブレット及び通信環境の整備、芝生化した校庭の維持管理の支援などを実施してきました。今後も安全・安心を確保するとともに新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を進めます。また、児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、学校安全を推進します。

魅力ある優れた教員の確保・資質能力向上を進めるとともに、学校における働き方改革、ICTの活用、各種スタッフ等との連携・分担等を通じて、教員が教員でなければならないことに注力できる体制を整え、教員のウェルビーイングの向上を目指します。

学校と地域との連携については、児童・生徒の健全育成、安全の見守り、学校行事への参加、ふるさと学習「みずほ学」における専門的な指導、地域学校協働本部「学びのテーマパーク」の運営などに取り組んできました。今後も保護者会、PTA活動、学校運営連絡協議会などを通じて、教育課題、学校の教育目標、校長の学校経営計画の理解・共有を図ることによって、開かれた学校づくりを推進します。

方向性6 安全で質の高い教育を支える環境の整備と安全に生活する力を育む

学校の施設・設備を定期的に点検し安全かつ快適な学習環境を整備するとともに、計画的、中長期的な大規模改修などに努めます。また、学校におけるICT機器の整備・更新を順次進めます。さらに、学校での安全教育の充実とともに、通学路の安全対策の強化をはじめ、学校、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の取組の推進に努めます。

〈主要な施策・事業〉

(1) 安全・安心な学校施設の維持・整備の推進

学校	教育委員会
○校内施設・設備の定期的な安全点検 （校舎、校庭、プール等） ○校内施設の維持・管理、補修 ○校庭芝生の維持管理	○瑞穂町公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の長寿命化計画（個別施設）の推進及び改定 ○校内施設・設備の定期的な安全点検 （校舎、校庭、プール等） ○校内施設・設備の計画的な更新・補修 ○校舎・体育館のトイレの洋式化・増設 【研究】 （体育館は避難所対策の視点も必要） ○体育館の空調設備の設置 ○校庭芝生の維持管理への支援

【基本方針 3】安全な学校と信頼される教育の確立

(2) ICT環境の維持・整備の推進

学校	教育委員会
○教育活動及び校務を通じてICT機器の効果的な活用 ○ICT支援員の活用 ○ICT教育推進担当者を中心に組織的・計画的なICT機器活用の推進	○学習用タブレット、校内LAN（ネットワーク）等、瑞穂町ICT教育施設整備計画に基づく計画的かつ確実な整備 ○ICT支援員の学校派遣

(3) 安全教育の推進と通学路等の安全の確保

学校	教育委員会
○学校危機管理マニュアルの作成及び実践 ○東京都安全教育プログラムに基づく安全指導年間指導計画の策定・実施・検証 ○セーフティ教室の実施（再掲） ○消防署等と連携した避難訓練・安全指導 ○福生警察署や交通安全協会と連携した交通安全教室・自転車安全教室の実施 ○自転車の安全で適正な利用の促進、中学校自転車通学における安全指導 ○東京都作成資料「3.11を忘れない」「地震と安全」「東京防災 防災ノート」等の活用 ○地域安全マップの作成（小学校） ○スクールガードリーダー（元警察官等）との連携 ○非常変災発生時の避難行動や避難所運営など防災教育の実施 ○救急救命の知識及び技能の習得	○学校危機管理マニュアルの作成及び実践への指導・助言 ○水泳指導者講習会の実施 ○防犯ホイッスル、黄色帽子、ランドセルカバー等の配布（小学校1年生） ○瑞穂町防災行政無線による下校時等の見守り呼びかけ放送の実施 ○公道等における防犯カメラの増設（町部局への依頼） ○関係機関と連携した通学路の見守り活動・安全点検、合同点検 ※瑞穂町高齢者団体による見守り活動（高齢者福祉課） ○スクールガードリーダー（元警察官等）による登下校時の見守り活動への協力等 ○AED等救急救命講習会の実施

(4) 就学・進学に関する援助の推進

学校	教育委員会
○各種補助事業の案内・協力	○学校給食費無償化 ○学用品等の就学援助（新入学用品含む） ※支給要件あり （準要保護等、福祉的・経済的支援の充実） ○瑞穂町奨学金 ※償還なし 支給要件あり ○宿泊行事や校外学習等への補助（全児童・生徒）

方向性7 みずほの教育を担う優れた教員の確保と育成

児童・生徒一人ひとりの状況に応じた指導ができるよう、多様な専門性を有する質の高い「チーム学校」づくりを推進するとともに、教員のライフサイクルの変化を踏まえた育成と安定的な確保を図ります。西多摩地区公立学校教員公募制度を最大限に活用し、瑞穂町の学校教育に貢献できる教員を任用していきます。また、教職員による不適切な服務上の問題への厳正な対応、教職員のメンタルヘルス対策の促進による適切な人事管理を進めます。

〈主要な施策・事業〉**(1) 瑞穂町の教育に尽力したい教員の確保**

学校	教育委員会
○学校経営方針・計画の策定 ○人事構想 ・適材適所の配置、能力開発、人材育成	○西多摩地区公立学校教員公募制度の活用 ・案内リーフレット作成、説明会の実施 ・募集・選考

(2) 職層に応じた教員研修や次の職層を意識した教員研修の推進**(3) 教育課題や瑞穂町の施策を推進する委員会・連絡会の設置****(4) 校内研究・指定校研究の推進**

学校	教育委員会
○校内研修、校内OJTの充実 ○校内研究の推進 ○国・都の研究事業の活用	○校内研究・研究発表会への支援 ○国・都の研究事業の通知・情報提供

(5) 教職員の服務事故を防止する研修の推進

学校	教育委員会
○校内服務事故防止研修会（年2回以上） ○職員会議等における服務事故防止指導 ○みずほあったか先生の推進（再掲）	○校長連絡会、副校長連絡会における指導・助言 ○服務事故防止研修会（校長、副校長）

方向性8 学校教育に専念できる教員体制と働き方改革の推進

瑞穂町立学校における働き方改革推進プランに基づき、教員の勤務実態や働き方改革の進捗状況を把握した結果を踏まえ、校務改善の更なる取組を推進します。また、ICTの活用、各種スタッフ等との連携・分担体制の構築等を通じて、教員が教員でなければできないことに注力できる体制を整えるとともに、慣習にとらわれない廃止等を含む学校・教員が担う業務の適正化等を推進します。

(1) 教員の職務を支援する施策の展開

(2) 教員の在校等時間の適切な把握と意識改革の推進

学校	教育委員会
○校務支援システムの活用 ○教材・教具、各種計画の資料データ共有 ○出退勤システムの活用、学校経営方針、各教員の自己申告・取組目標の設定 ○長期休業期間中の学校閉庁日の設定 ○年次有給休暇等取得の促進 ○事務室主導による学校徴収金の督促・集金等の事務 ○部活動コーディネーターとの連携（再掲） ○部活動指導員、部活動指導補助員の推薦（再掲） ○学習評価と成績処理の在り方、負担軽減 ○学校行事の精選、内容の見直し	○指導体制の充実のための各種スタッフ等の配置（再掲） ○各学校の衛生推進者の選任、産業医による面接等の労働安全衛生管理体制の充実 ○業務終了案内等の自動応答機能付き電話機設置の推進 ○調査・統計等の整理・統合、精査 ○学校徴収金の徴収・管理システム導入 【研究】 ○部活動コーディネーターの配置（再掲） ○部活動指導員、部活動指導補助員の拡充（再掲）

方向性9 学校・家庭・地域が連携・協働する教育活動の推進

学校、家庭、地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて児童・生徒が安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で児童・生徒を育む学校づくりを推進します。全ての瑞穂町立小・中学校に地域住民や保護者の参画により地域全体で児童・生徒の成長を支える体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進します。

〈主要な施策・事業〉

(1) 地域学校協働活動による学習や安全対策等、学校支援の推進

(2) 青少年の健全育成の推進

(3) 保護者の教育参加の推進と家庭教育を担う保護者等への支援

学校	教育委員会
○地域コーディネーターの推薦 ○地域学校協働活動の充実 ①学習支援 ②登下校の見守り活動 ③英語検定・漢字検定・数学検定等の企画・運営 ④中学校部活動地域連携の推進 ⑤ふるさと学習「みずほ学」の充実 ⑥その他、地域住民との関わりによる児童・生徒の健全育成に寄与する取組 ⑦家庭教育支援の推進	○地域コーディネーター、学習支援員、教育支援スタッフの委嘱 ○統括地域コーディネーターの委嘱 ○地域コーディネーター連絡協議会の実施 ○スクールガードリーダーの委嘱 ○家庭教育啓発資料の作成・配布 ○家庭教育支援事業（福祉課）

(4) 社会に開かれた教育課程と学校運営連絡協議会や第三者評価による学校経営の推進

学校	教育委員会
○社会に開かれた教育課程の編成及び実施 ○コミュニティ・スクールの実施 ○学校運営連絡協議会委員、地域コーディネーターの推薦（再掲） ○学校運営連絡協議会の実施 ○学校評価（自己評価、学校関係者評価）の実施 ○学校評価（第三者評価）の活用	○社会に開かれた教育課程の編成及び実施への指導・助言 ○コミュニティ・スクールの設置及び委員の任命 ○学校運営連絡協議会委員、地域コーディネーターの委嘱（再掲） ○学校評価（自己評価、学校関係者評価）の実施への指導・助言 ○学校評価（第三者評価）の実施

方向性10 効率的で透明性の高い開かれた学校の推進

生涯にわたって誰もが運動やスポーツに親しむ環境づくりのため、学校体育施設等の有効活用を進めます。

家庭・地域社会との連携を深め、学校内外を通じた児童・生徒の生活の充実と活性化を図ります。そのために、学校及び教育委員会は情報を積極的に提供していきます。

〈主要な施策・事業〉**(1) 学校開放（校庭・体育館）の推進**

学校	教育委員会
○施設・体育館の利用状況の確認	○スポーツ開放 ・夜間と土日祝日の予約管理及び鍵の貸出し ・施設使用団体の管理 ・その他、体育施設との整合性 (有料化の検討、貸出し場所の統一)

(2) 教育方針及び教育内容の広報

学校	教育委員会
○学校公開の実施 ○P T Aとの連携 ○学校便りの発行 ○学校ホームページの更新	○P T Aとの連携 ○「みずほの教育」の発行 ○教育委員会ホームページの充実 ○学校ホームページの更新への支援

〈【基本方針 3】の指標〉

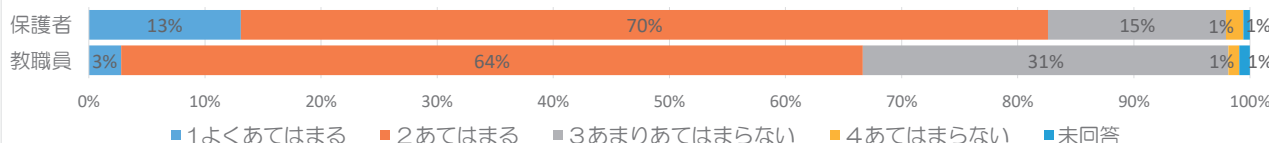
- 児童・生徒一人ひとりの特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面、児童・生徒同士がやり取りする場面等での I C T機器を活用した授業頻度
- 地域学校協働活動やコミュニティ・スクール、中学校部活動の地域連携等に参画した地域住民等の状況
- 教育委員会ホームページの更新回数

参考資料

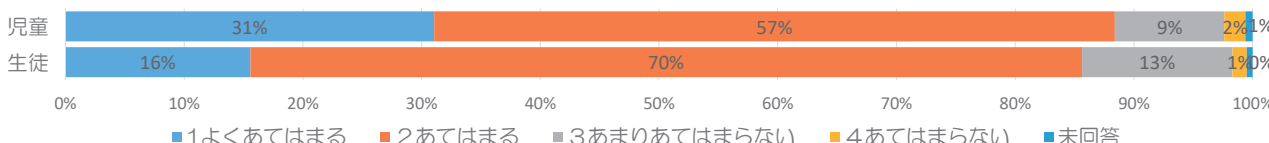
第2次瑞穂町教育基本計画改定に向けたアンケート結果

令和5年7月実施（児童 671 人 生徒 391 人 教職員 106 人 保護者 534 人）

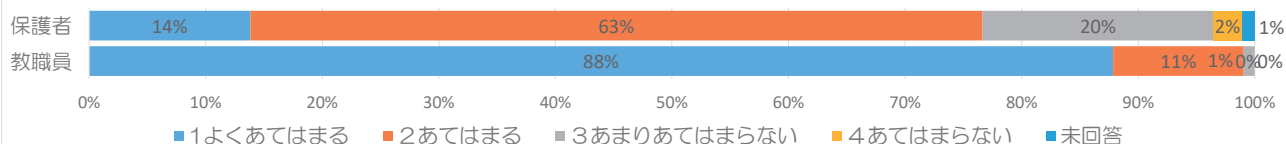
子どもたちは学校の学習指導により、学力が身に付いていますか。



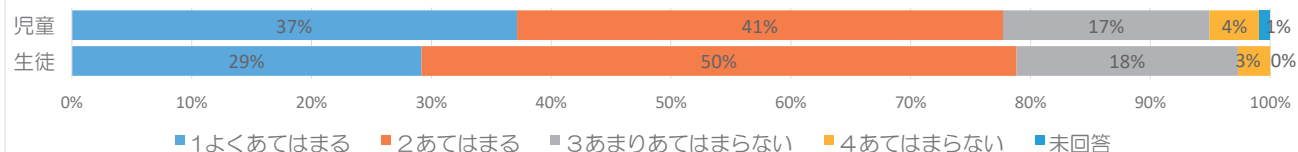
学校の授業は、分かりやすいですか。



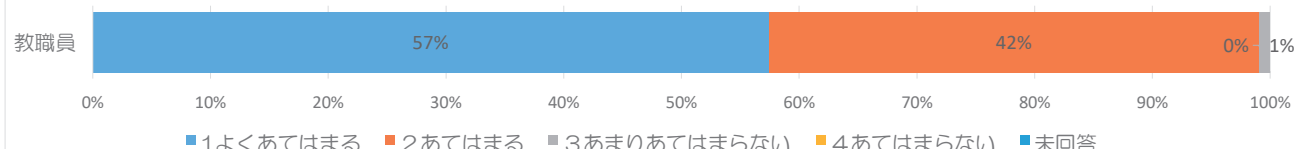
子どもたちが意欲的に学習できるよう、授業を行っていますか。



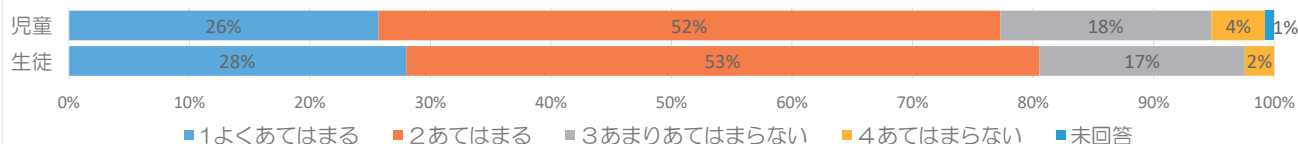
学校の授業では、めあてをもって学んでいますか。



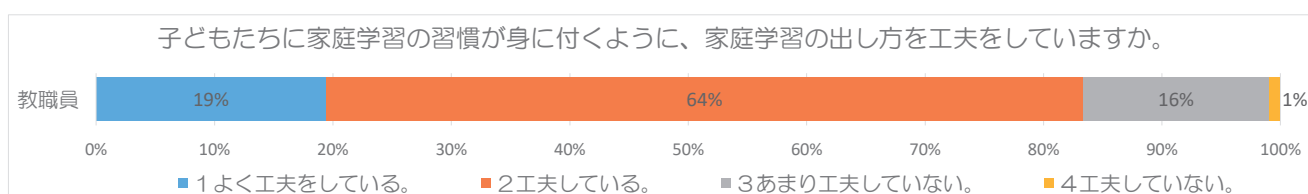
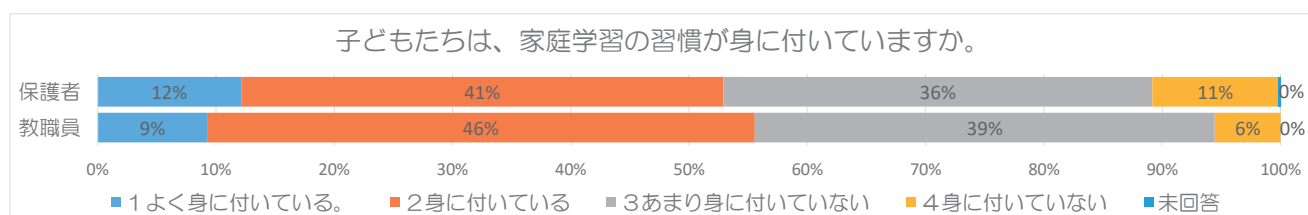
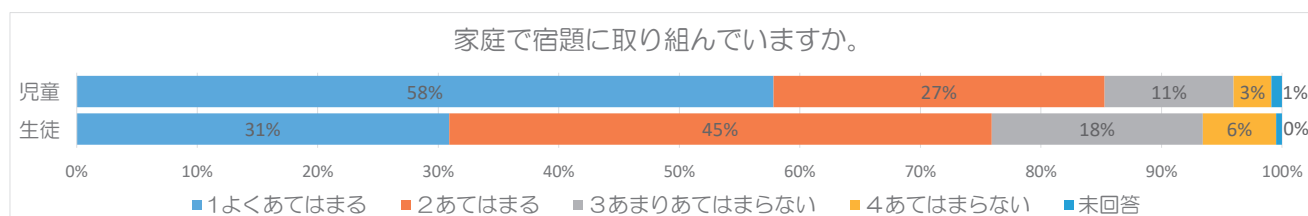
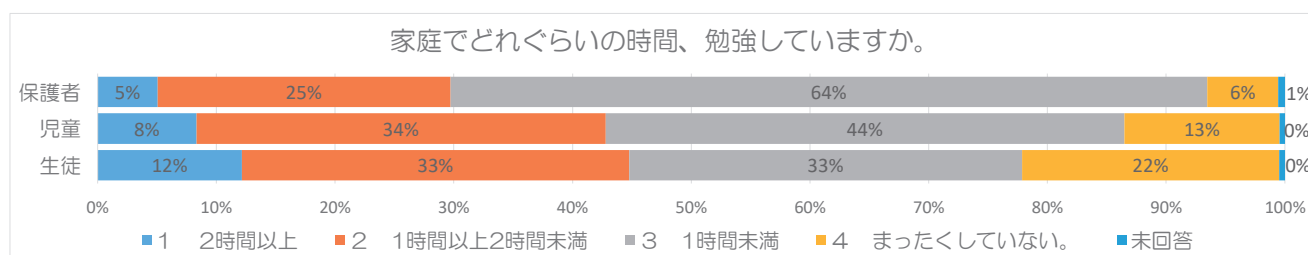
子どもたちが課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む授業を行っていますか。



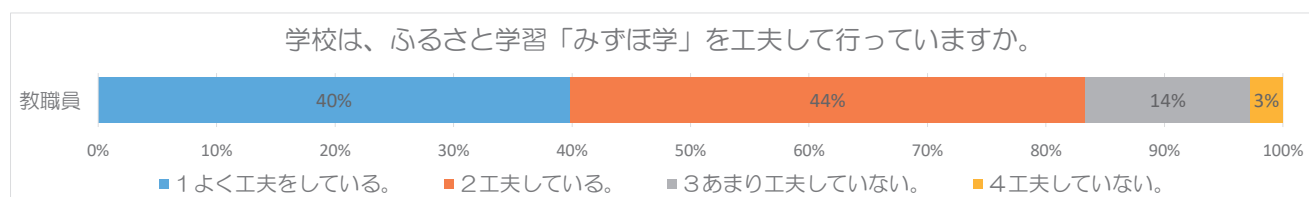
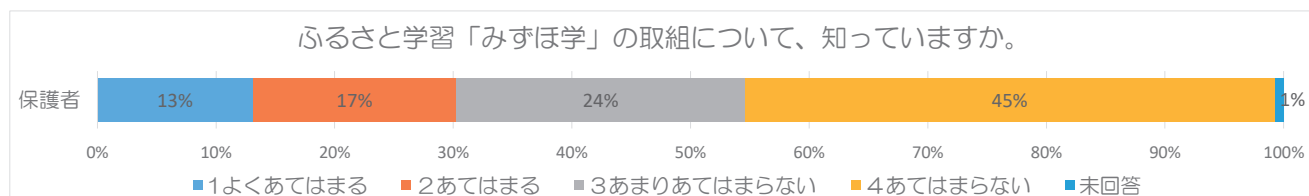
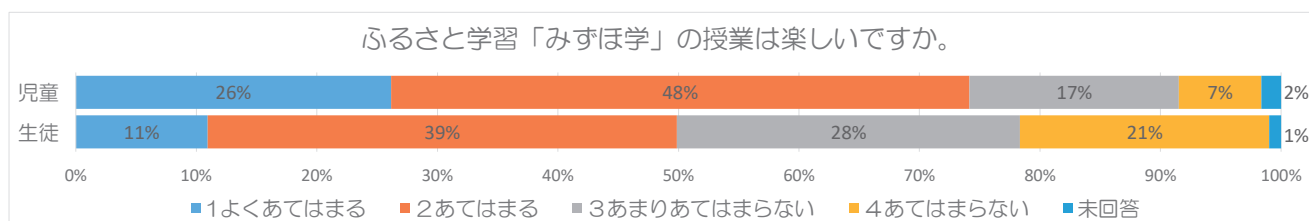
学校の授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいますか。



- 「学校の授業は分かりやすい」と回答している児童・生徒の割合は90%弱で、平成30年度調査結果（前回）と比べて、小学校が3ポイント、中学校が5ポイント高くなっている。「授業では、めあてをもって学んでいる」「課題の解決に向けて、自分で考え、自分で取り組んでいる」と回答している児童・生徒の割合は、前回と比べて、小学校は大きな変化が見られないが、中学校は7ポイント以上高くなっている。課題の解決に向けて、「自分で考え、自分で取り組んでいる」と回答している児童・生徒の割合（約80%）よりも、「自分で考え、自分で取り組む授業を行っている」と回答している教員の割合（99%）の方が高い。

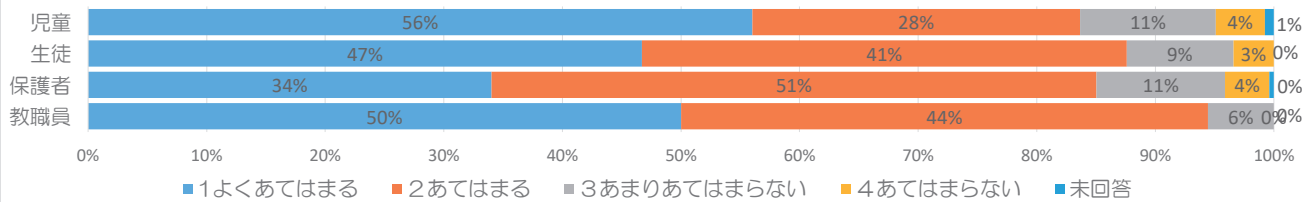


○児童・生徒の約半数が、家庭で「1時間以上勉強している」と回答している。「全くしていない」と回答している児童・生徒の割合は、小学校が13%、中学校が21%で、前回と比べて、やや高くなっている。



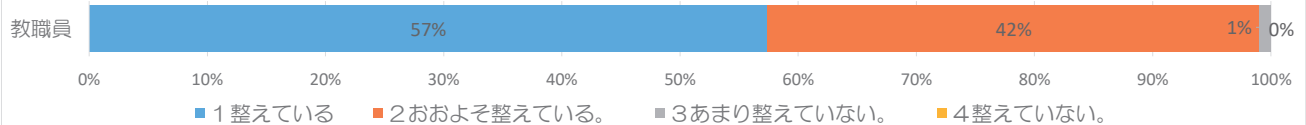
○「みずほ学の授業が楽しい」と回答している児童・生徒の割合は、小学校が74%、中学校が49%である。前回と比べて、中学校は10ポイント以上高くなっている。

学校で落ち着いて、安心して生活していますか。

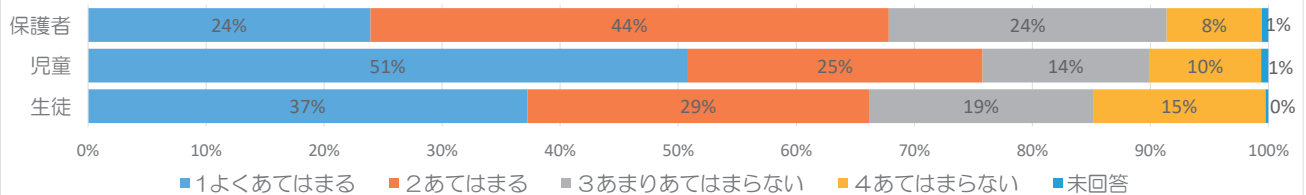


○「学校で落ち着いて安心して生活ができている」と回答している児童・生徒の割合は、小学校が84%、中学校が88%である。前回と比べて、小学校は2ポイント高くなり、中学校は大きな変化が見られない。

子どもたちが、困ったことがあった時などは、先生方に相談できる環境を整えていますか。

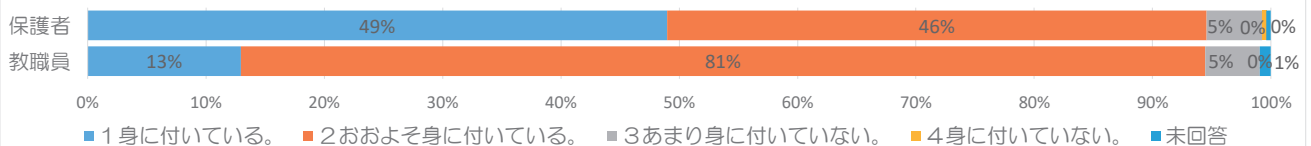


学校に相談できる大人の人はいますか。

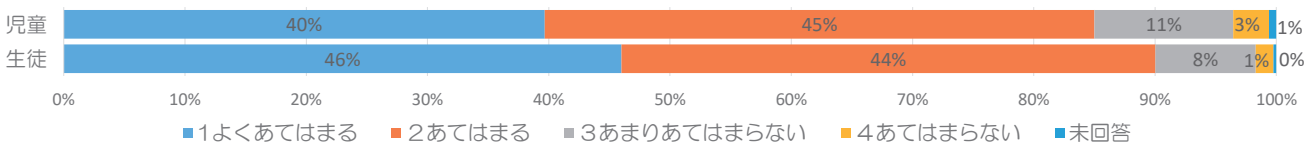


○「学校に相談できる大人はいる」と回答している児童・生徒の割合は、小学校が76%、中学校が65%である。前回と比べて、小学校は5ポイント高くなり、中学校は2ポイント低くなっている。

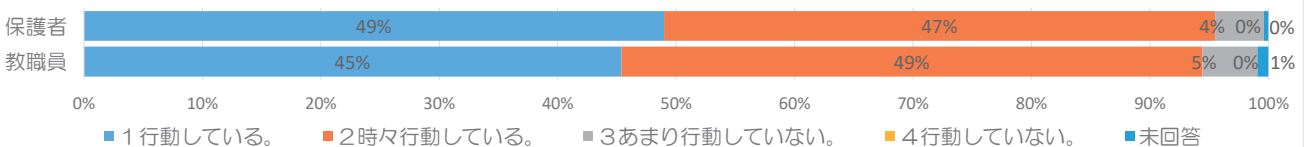
子どもたちは、善悪を判断する力が身に付いていますか。

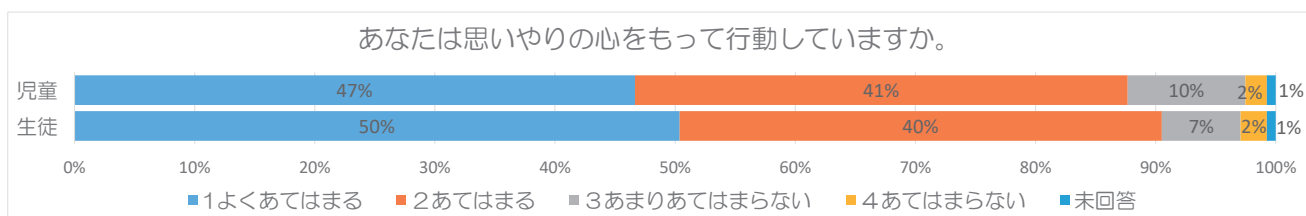


あなたは、良いこと、悪いことを判断する力（いじめを許さないなど）が身に付いていると思いますか。

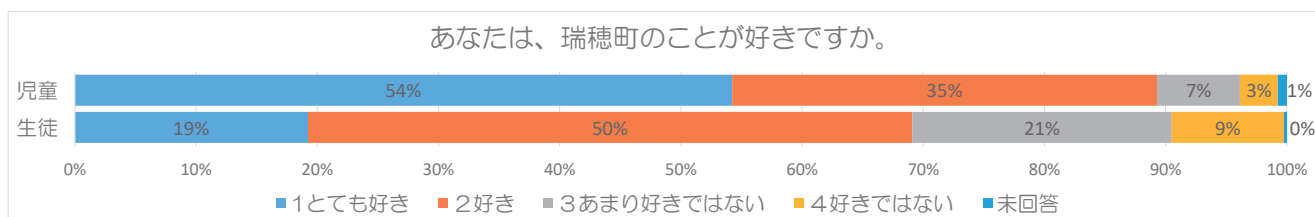


子どもたちは、思いやりの心をもって行動していると思いますか。

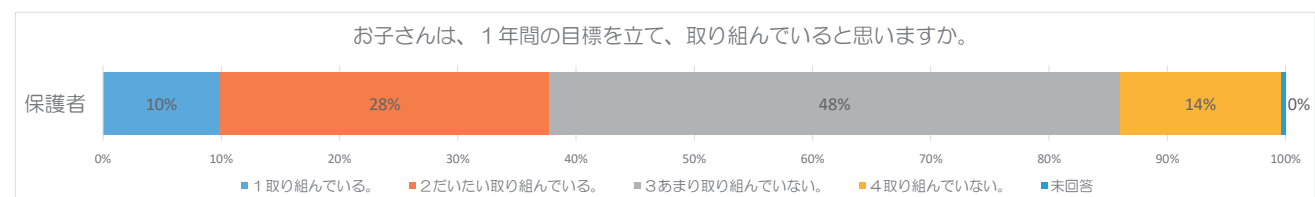
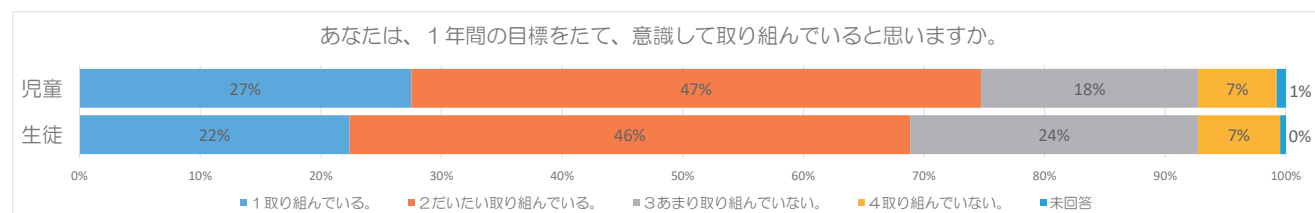
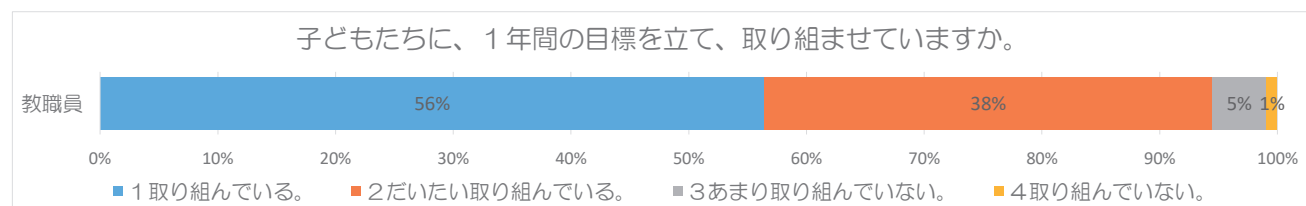




○「良いこと・悪いことを判断する力が身に付いている」と回答している教職員、保護者の割合が95%である。前回と比べて、教員は9ポイント、保護者は3ポイント高くなっている。

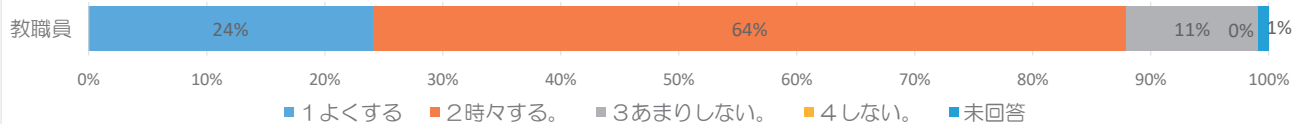


○「瑞穂町のことが好き」と回答している児童・生徒の割合は、小学校が89%で、中学校が68%である。前回と比べて、小学校は3ポイント高くなり、中学校は3ポイント低くなっている。

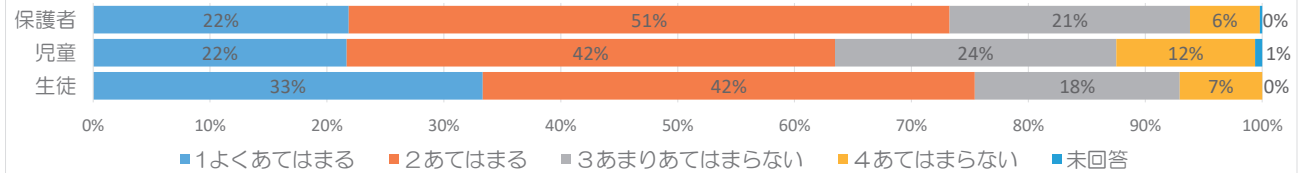


○「1年間の目標をたて、意識して取り組んでいる」と回答している児童・生徒の割合は、小学校が74%、中学校が68%である。前回と比べて、小学校は変化が見られず、中学校は9ポイント高くなった。

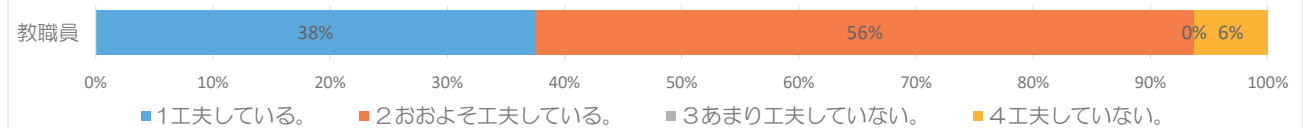
将来について、子どもたちが考える取組をしていますか



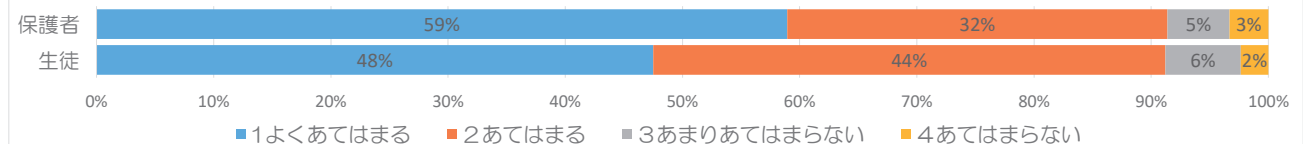
家族で進路や将来について話をすることがありますか。



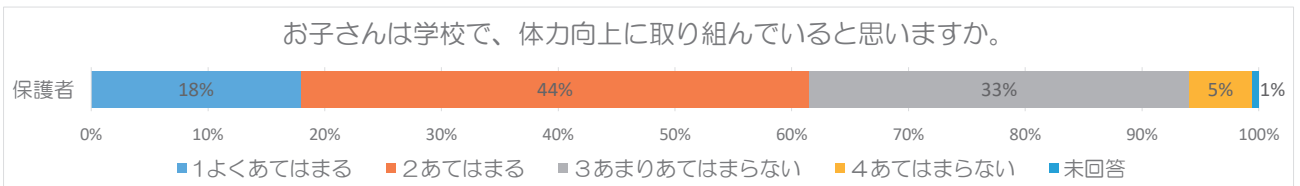
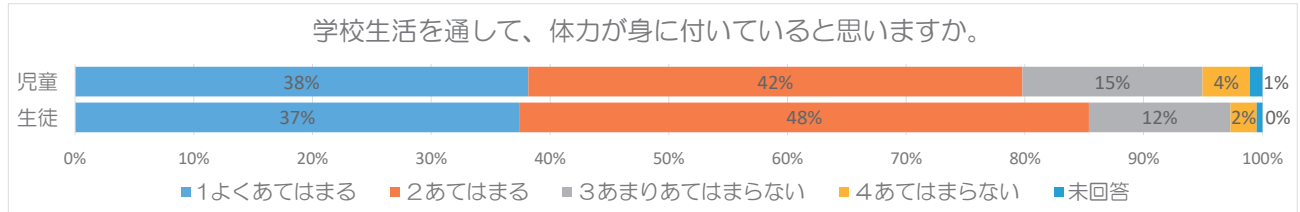
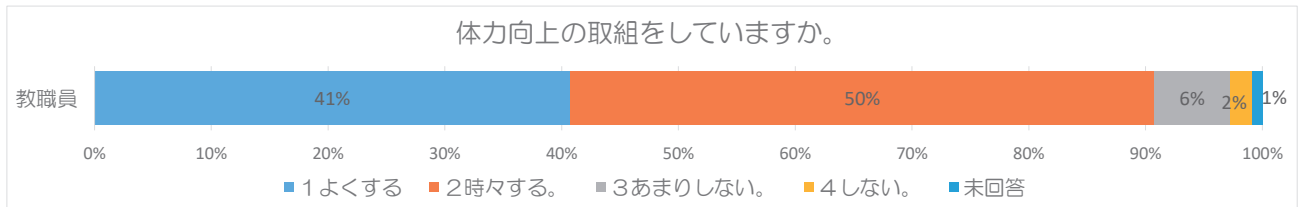
職場体験学習が、子どもたちの将来に役立つ取り組みになるように工夫していますか。



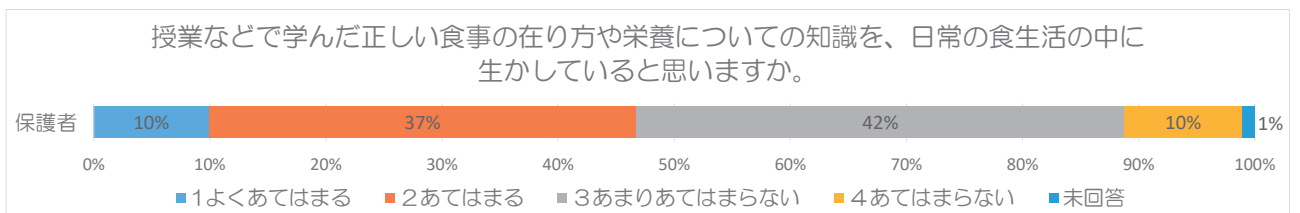
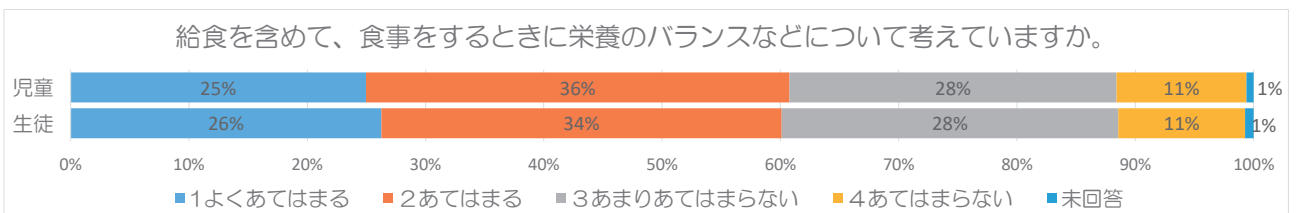
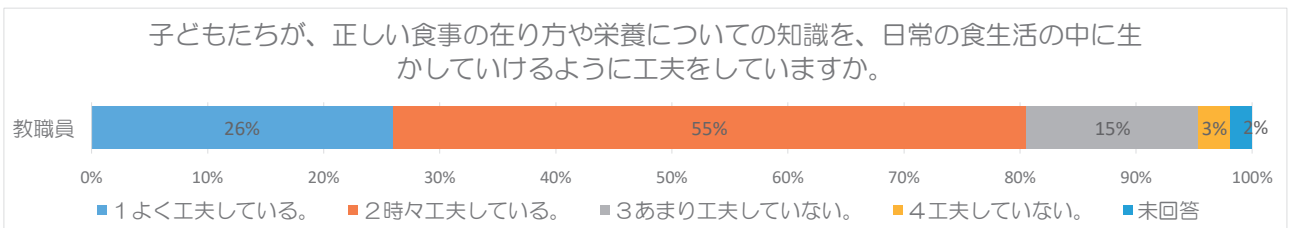
職場体験学習は、将来役に立つと思いますか。



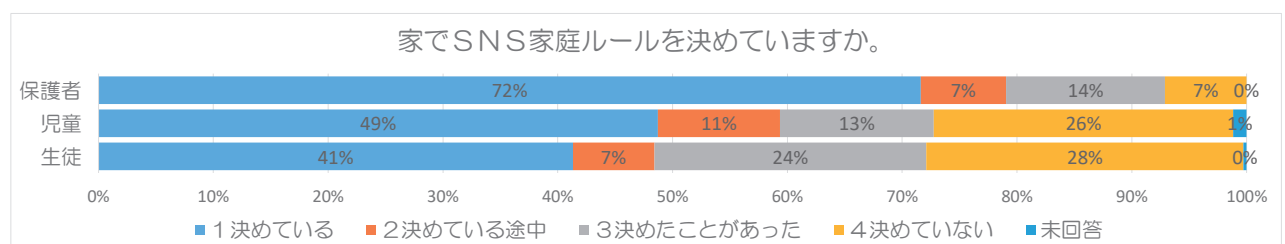
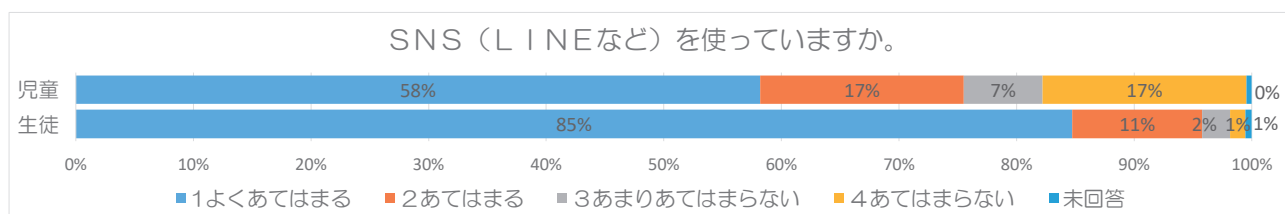
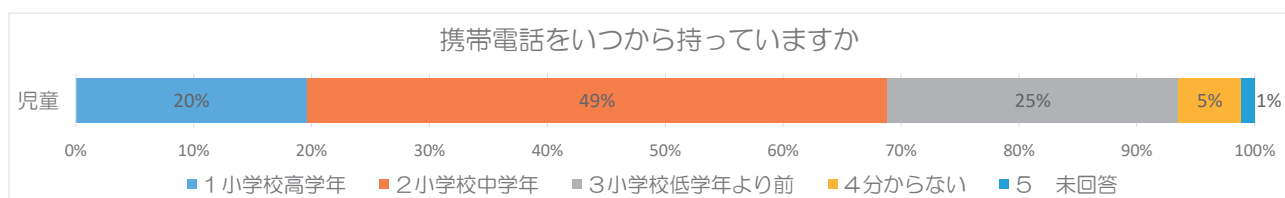
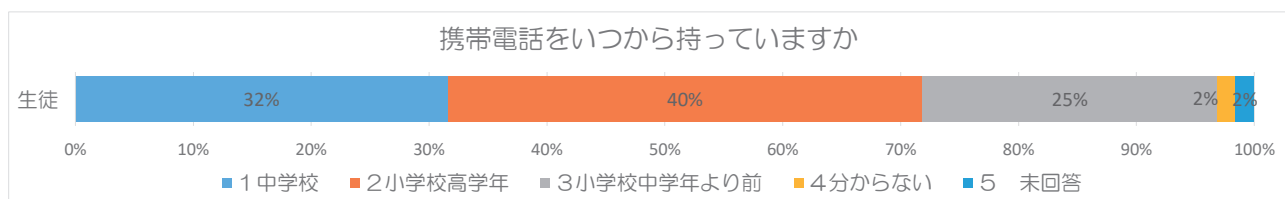
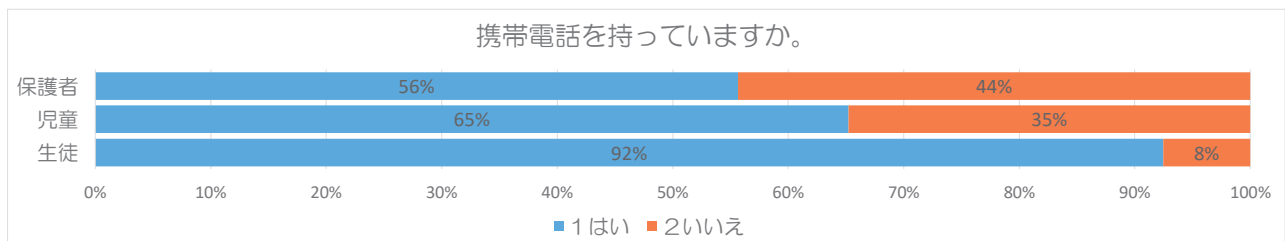
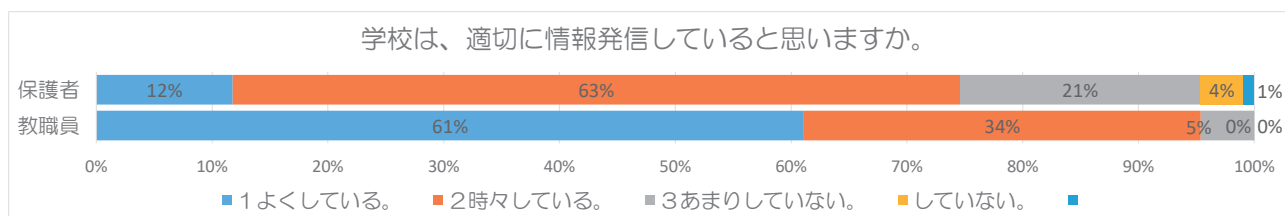
○「家族で進路や将来について話をすることがある」と回答している児童・生徒の割合は、小学校が64%、中学校が75%である。前回と比べて、小学校は6ポイント低くなり、中学校は2ポイント高くなった。



○「学校生活を通して、体力が身に付いている」と回答している児童・生徒の割合は、小学校が80%で、中学校が85%である。前回と比べて、小学校は2ポイント高くなり、中学校は7ポイント低くなっている。



○「栄養のバランスについて考えている」と回答している児童・生徒の割合は、小学校が61%、中学校が60%である。前回と比べて、小学校は2ポイント、中学校は4ポイント高くなっている。



○「携帯電話を持っている」と回答している児童・生徒の割合は、小学校4年生以上が60%、中学生が90%である。「SNSを使っている」と回答している児童・生徒の割合は、小学校が75%（前回66%）、中学校が96%（前回93%）である。中学生の50%以上が「SNS家庭ルールを決めていない」と回答している。

瑞穂町教育基本計画審議会委員

◎会長 ○副会長（敬称略）

区分	氏名	役職名等
学識経験者	◎田中 洋一	東京女子体育大学名誉教授
	○酒井 美恵子	国立音楽大学教授
瑞穂町立小・中学校の 児童又は生徒の保護者	田口 孝行	瑞穂第四小学校 P T A 会長
	中沢 清	瑞穂第二中学校 P T A 会長
瑞穂町社会教育委員	志村 武保	社会教育委員
児童委員	森 美佐子	主任児童委員
子ども・子育て支援法 第7条第4項に規定する 教育・保育施設の代表者	沖 悟	如意輪幼稚園長
	塚原 郁美	石畑保育園長（令和6年度）
	金澤 恵子	石畑保育園長（令和5年度）
公募による町民	池谷 功	一般町民
	畑中 篤司	一般町民
瑞穂町立小学校又は 中学校の校長	高橋 一広	瑞穂第四小学校長（令和6年度）
	松山 大作	瑞穂第二小学校長（令和5年度）
	池谷 芳彦	瑞穂中学校長
町職員	町田 陽生	企画部企画政策課長（令和6年度）
	宮坂 勝利	企画部企画政策課長（令和5年度）
	吉岡 大輔	協働推進部協働推進課長
	青木 広幸	福祉部子育て応援課長（令和6年度）
	石川 修	福祉部子育て応援課長（令和5年度）
	大澤 達哉	教育部学校教育課長
	橋本 正志	教育部社会教育課長

第2次瑞穂町教育基本計画後期計画（学校教育）

令和7年3月

発 行：瑞穂町教育委員会

編 集：教育部教育指導課

所 在 地：〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

電 話：042-557-0501（代表）

ファクシミリ：042-557-2693

メールアドレス：sidou@town.mizuho.tokyo.jp

